

# 小諸市総合計画

## 小諸市第10次基本計画



平成28年度～平成31年度

小 諸 市





# 小諸に元気と誇りをとりもどす！

住みたい 行きたい 帰ってきたい まち小諸

をめざして

小諸市長 **小泉俊博**

このたび小諸市は、平成 31（2019）年度を目標年次とする「第 10 次小諸市基本計画」を確定しました。

小諸市では、市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための基本的なルールを定めた「小諸市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な地域経営・行政経営を図るため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

これまでの間、基本構想については、これを「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、計画を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを最大の目的として、平成 25 年度から 27 年度にかけて市民の皆様との協働により策定作業を進め、平成 28 年度から運用を開始しました。

これを受けて、「第 10 次基本計画」の策定にあたっては、「第 9 次基本計画」に引き続き、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、第 5 次基本構想に基づき、基本構想で定めた行政の役割を具現化する「行政の計画」として策定作業を進めました。また、私の市長公約をすべて反映させるとともに、市長任期と基本計画の計画期間を完全に一致させることなど、これまで以上に市長任期と基本計画の整合性を高めるためのシステム構築にも積極的に取り組んでいます。

少子高齢化や、人口減少、特に生産年齢人口の極端な減少という、かつてない社会構造の変化に伴い、全国の自治体が「税収が減少する一方で、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策に要する経費などの増加により、財政の硬直化が避けられなくなる」という、大きな課題に直面しています。特に、小諸市は、歳入の減少が見込まれる一方で、老朽化した消防庁舎や小学校舎など、引き続き公共施設の更新を控えており、健全財政の維持が重要な課題となっています。そこで、第 10 次基本計画の策定にあたっては、第 9 次基本計画の取り組み全般の評価結果も踏まえ、予算の裏づけのある政策選択が可能な計画をめざし、計画の内容及び運用プロセスの中に財政規律のメカニズムを組み込むため、新たに「財政目標」を設定しました。

そのような「財政規律の確保」を図る一方で、計画推進において最も重要なことは、小諸に元気と誇りをとりもどすため、私の公約に関連する「こもろ未来プロジェクト」を始めとした様々な取り組みを着実に進展させることです。まずは、新たな財源の確保にも積極的に取り組むとともに、各施策や事業について、計画で定めた目的・目標に照らし「必要性・効率性・有効性」といった観点により絶えず見直しを行い、あらゆる無駄を省きつつ、「選択と集中」「スクラップ・アンド・ビルド」といった考え方で、限られた財源の有効活用を図ってまいります。そして、第 5 次基本構想のテーマともいえる「協働のまちづくり」の中で、「地域のみなさんの持つチカラ」を活かし、それを増幅していく取り組みを進め、オール小諸で「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」をめざしてまいります。

むすびに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご協力をいただいた市民の皆さま、総合計画審議会委員、市議会議員の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、引き続き、「協働のまちづくり」へのご参画をお願い致します。

平成 29 年 1 月



## 小諸市市民憲章

わたくしたちは

雄大な浅間連峯を背景とし、千曲の清流にのぞみ先人の業績をふまえて、のびゆく産業・交通・文化の中心として、未来に大きな夢と願いをもつ小諸市民です。

わたくしたちは

わたくしたちの手で、「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちをきずくために、この憲章をさだめ力強く前進いたします。

- 1 すべての人びとが大切にされ、あたたかい心のかよいう平和のまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し安心してすめる、みどりの美しい環境のまちをつくりましょう。
- 1 教養を深め、かおり高い個性ゆたかな、教育・文化のまちをつくりましょう。
- 1 心身をきたえ、福祉の行きとどいた、あかるい健康のまちをつくりましょう。
- 1 仕事に誇りをもち、力をあわせ、働きがいのある、ゆたかな産業のまちをつくりましょう。

昭和49年4月1日制定

# 目次

【第1部：総論】	9頁
【第2部：基本計画】	13頁
序章 基本計画の考え方	15頁
第1章 財政目標	19頁
第2章 こもろ未来プロジェクト	23頁
第3章 政策	25頁
第4章 施策	39頁
【第3部：資料集】	89頁



小

諸

市

第5次基本構想

【めざすまちの姿】

住みたい

行きたい

帰ってきたい

まち

小諸

【めざす地域の姿】

10

地

区

別

）

【まちづくりの柱】

政策分野別目標

心豊かで自立できる人が育つまち

【政策1：子育て・教育】

自然環境を守り、循環型社会の進んだまち

【政策2：環境】

一人ひとりが健康に心がけ、

みんなで支え合うまち

【政策3：健康・福祉】

地域の宝、地域の資源を有効活用し、

活気ある豊かなまち

【政策4：産業・交流】

安心して快適に暮らせるまち

【政策5：生活基盤整備】

（構想の実現のために）

すべての主体が参加し、協働するまちづくり

【協働】

（計画の実現のため）

【政策6：協働・

# 総合計画

## 第10次基本計画

【こもろ未来プロジェクト】

(政策横断／組織横断)

- 【施策1-1】 学習環境の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます
- 【施策1-2】 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに、社会全体（みんな）で取り組みます
- 【施策1-3】 生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現をめざします
- 【施策1-4】 かけがえのない文化財を保存・継承し、積極的に活用します
- 【施策1-5】 市民の人権意識を高めます

- 【施策2-1】 ごみの減量化と再資源化を進めます
- 【施策2-2】 省エネ政策を推進し、今ある自然環境や景観と調和した太陽光発電の普及をめざします
- 【施策2-3】 市内全域の水洗化を促進し、公共用水域を保全します

- 【施策3-1】 一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりを実践できる環境づくりを進めます
- 【施策3-2】 だれもが安心できる福祉環境を整備します
- 【施策3-3】 高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

- 【施策4-1】 農家の担い手を育て儲かる農業をめざします
- 【施策4-2】 既存企業や新規起業者への支援と、企業誘致を推進し、働く場を創出します
- 【施策4-3】 協働して戦略的に小諸の魅力を発信し、交流人口・移住人口の増加を図ります

- 【施策5-1】 コンパクトシティのまちづくりを進め、中心市街地の魅力を再生します
- 【施策5-2】 新しい地域公共交通ネットワークを構築します
- 【施策5-3】 社会基盤の整備と長寿命化を進めます
- 【施策5-4】 安全な水道水の安定供給と持続的な安定経営を進めます
- 【施策5-5】 安全で安心な暮らしを実現する体制を充実させます

- 【施策6-1】 協働によるまちづくりを推進します
- 【施策6-2】 行政マネジメントシステムの継続的な改善と円滑な運用を図ります
- 【施策6-3】 財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます
- 【施策6-4】 市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保を図ります
- 【施策6-5】 来庁者サービスの改善を図ります

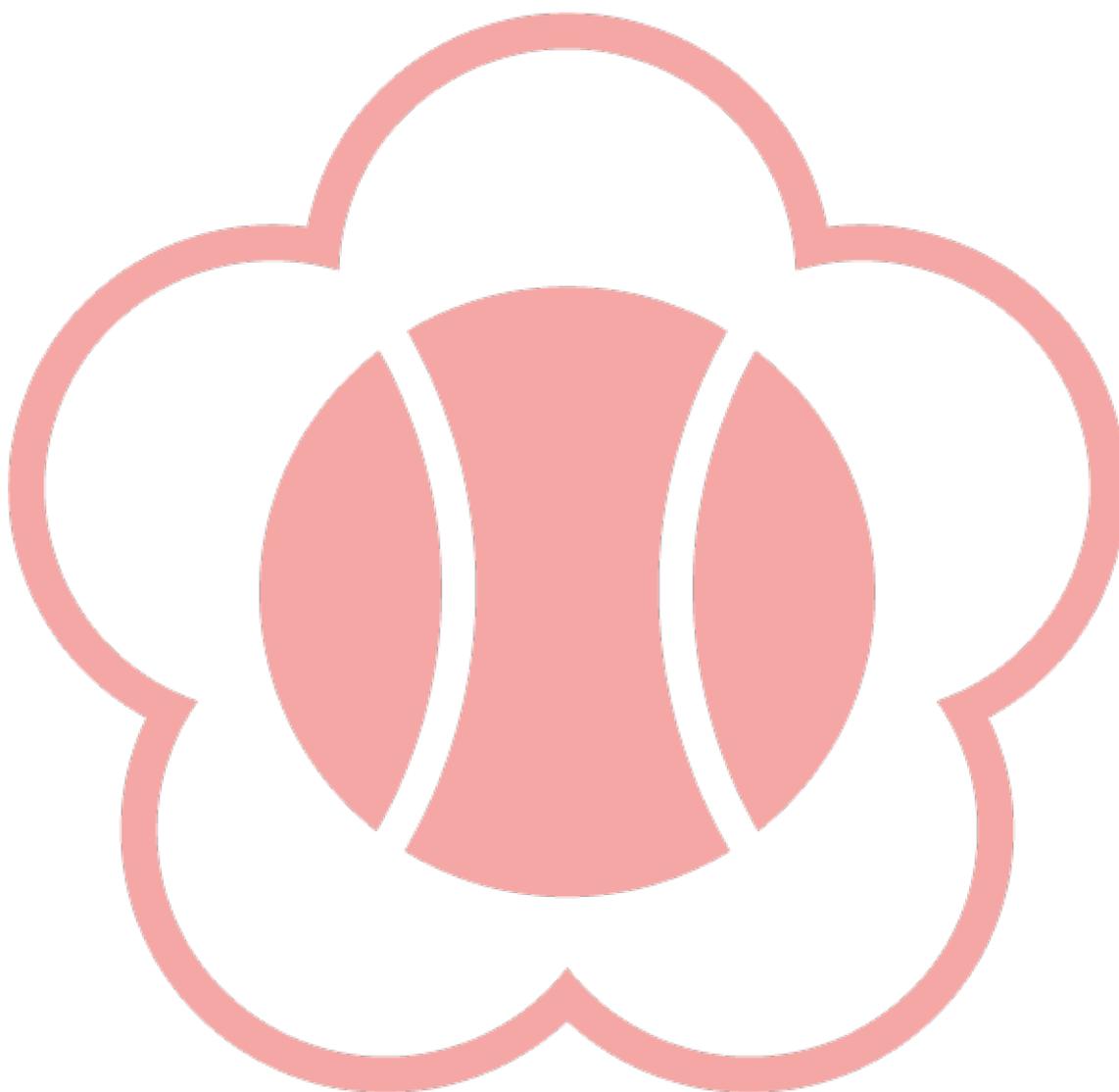
ために)

・行政経営】



# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 1 部 総論



## 1-1 趣旨

小諸市では、「小諸市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な行政経営を図るため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

小諸市自治基本条例は、市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたもので、このルールに基づく運用体制や制度を整備していくことによって、主権者である市民を主体とした「参加と協働のまちづくり」を推進し、自治の発展をめざすことを目的としています。総合計画は、この運用体制や制度の一環として、小諸市自治基本条例によって策定が義務付けられているものです。

これまでの間、「基本構想」については、平成26年度から27年度にかけて、第5次基本構想策定の取り組みを進めてきました。具体的には、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、計画を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを最大の目的として、市民の皆様との協働により第5次基本構想の策定作業を進め、平成28年度から運用を開始しました。

引き続き、第5次基本構想に基づいた「行政の計画」としての「基本計画」について、平成28年4月に新たに就任した小泉市長の任期に合わせて、市長公約を反映し、「第10次基本計画」を策定するものです。

## 1-2 計画の構成

本市の総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造としています。

このうち、「基本構想」は、地域を対象とした計画として長期のアウトカム（成果）を示し、「基本計画」と「実施計画」は、行政を対象とした計画として、基本計画は中期のアウトカム（成果）を、実施計画はアウトプット（産出）とインプット（投入）を示すものと位置付けています。

また、これらはそれぞれ上位計画と下位計画として、「目的と手段」という因果関係で結ばれており、基本構想を実現する手段として基本計画があり、基本計画で掲げる目標等を実現する手段として実施計画を立案するものです。

### (1) 基本構想

めざすべき将来都市像やまちづくりの目標、それらの実現に向けた政策展開の基本的な考え方を示します。

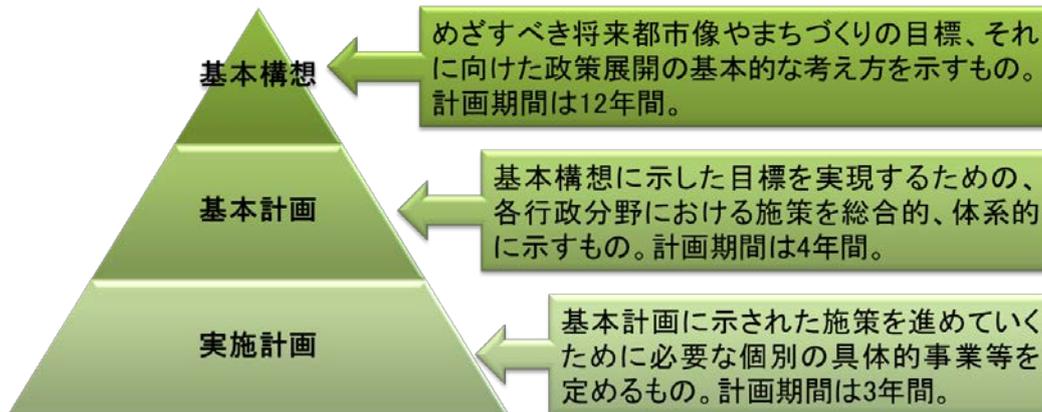
(2) 基本計画

基本構想に示した目標を実現するために、各行政分野における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示します。

(3) 実施計画

基本計画に示された施策を進めていくために必要な個別の具体的事業等を示します。

計画体系のイメージ図



### 1-3 総合計画の期間

本市では、第4次基本構想・第8次基本計画の策定において、総合計画への市長マニフェストの反映が強く意識され、計画期間については市長任期との整合性を図ることを主眼に、基本構想を8年間、基本計画を4年間としました。

また、小諸市自治基本条例においても、市長の選挙時の公約を総合計画に反映させることが義務付けられていることから、「行政計画である基本計画」については、引き続き市長任期に合わせて改定を行うこととし、期間を4年間とします。

一方、「地域計画となる基本構想」については、それに求められる普遍性に対して8年間という期間では短いと考えられることから、第5次基本構想の策定において、市長任期1期分を追加して12年間を計画期間としました。

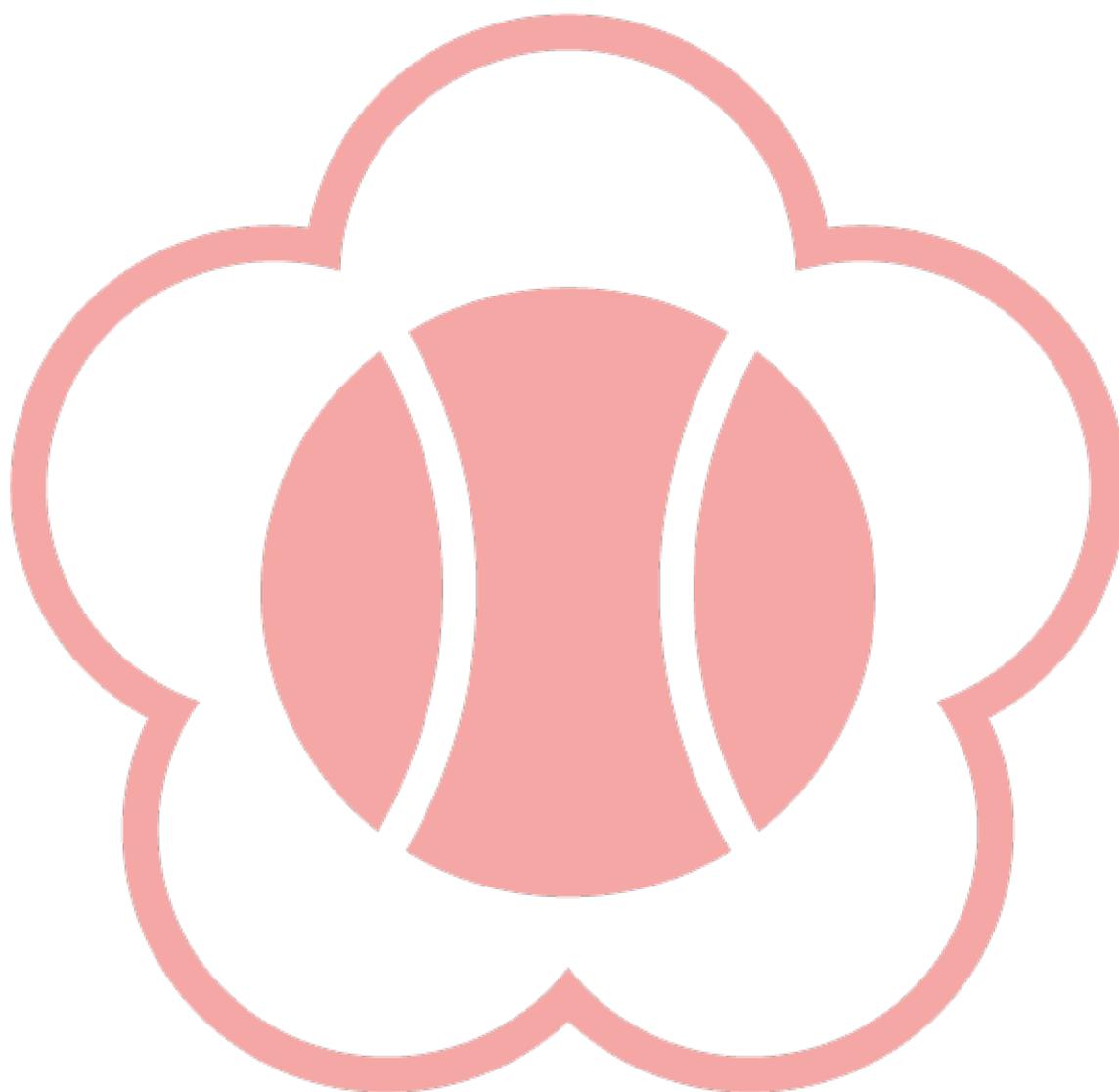
計画期間のイメージ図





# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 2 部 基本計画

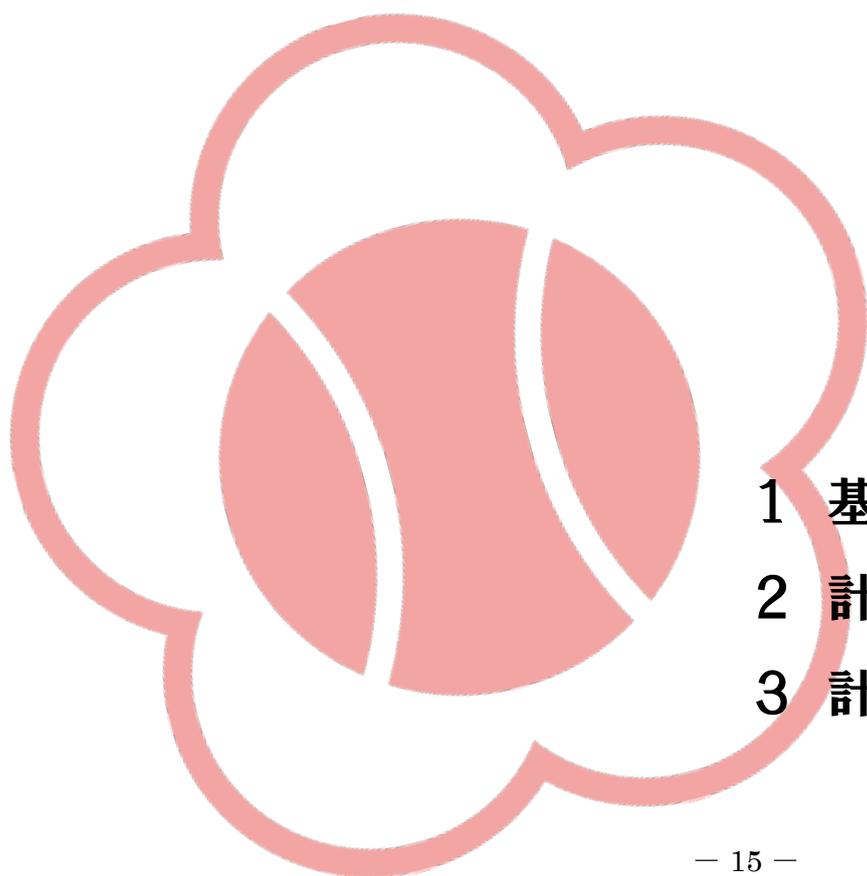




# 小諸市第 10 次基本計画

## 序章

# 基本計画の考え方



- 1 基本計画策定の目的
- 2 計画の構成
- 3 計画期間

## 1 基本計画策定の目的

本市では、平成23年度から24年度にかけて取り組みを進めた「第9次基本計画」の策定にあたり、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、行政の情報体系としての計画を策定しました。そして、そのような行政マネジメントとしての計画運用に向けて、策定段階においては、可能な限り多くの職員が参画すること（オーナー・シップ）、職員の意識を変えること（マインド・セット）、総合計画だけでなく予算や行政評価など他のシステムも変革すること（トータル・システム）の3点を重視しました。

続いて、平成26年度から27年度にかけて取り組みを進めた「第5次基本構想」の策定にあたっては、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、基本構想を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを計画策定の最大の目的としました。そして、策定の段階から「基本構想を如何に活用するか」という運用の段階を重視し、多くの市民の皆様、関係機関等の皆様との協働による策定作業を進めました。

これらを受け、「第10次基本計画」の策定にあたっては、「第9次基本計画」に引き続き、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、第5次基本構想に基づいた「行政の計画」として、基本構想で定めた行政の役割を具現化する計画とします。また、基本計画に市長公約をすべて反映させるとともに、市長任期と基本計画の計画期間を完全に一致させることなどにより、これまで以上に市長任期と基本計画の整合性を高めます。

## 2 計画の構成

### (1) 財政目標

本市では、第9次基本計画を「行政マネジメントのための計画」として策定し、運用してきた結果、以前と比較すると総合計画、特に実施計画に基づいて行政経営が行われるようになりました。しかし、第9次基本計画は予算の裏づけに乏しかったため、基本計画と予算との連動性が低く、基本計画は予算の制約を十分に考慮せずに策定（更新）される状態になっており、基本計画に基づく政策選択には課題がありました。そこで、第10次基本計画は「財政目標」の設定をすることで財政規律のメカニズムを組み込み、予算の裏づけのある、政策選択が可能な計画とします。

## （2）こもろ未来プロジェクト

第10次基本計画及び、それに基づく実施計画に市長公約をすべて反映させるため、市長公約に関連する事項について「こもろ未来プロジェクト」として位置づけを整理します。

## （3）政策・施策

第10次基本計画の骨格は、政策と施策の2層構造とします。このうち、「政策」については、第5次基本構想のまちづくりの柱（政策分野別まちづくり方針）の分野単位の枠組みで、基本構想で設定された行政の役割について、第10次基本計画の計画期間内に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として示します。また、「施策」については、上位政策に基づき、概ね「課」単位程度の枠組みで、より詳細に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として、「どこまで実施するか」というめざす状態を「目標・目標値」として示すこととします。

# 3 計画の期間

## 【第10次基本計画の計画期間】

平成28年度 ～ 平成31年度

（2016年度 ～ 2019年度）

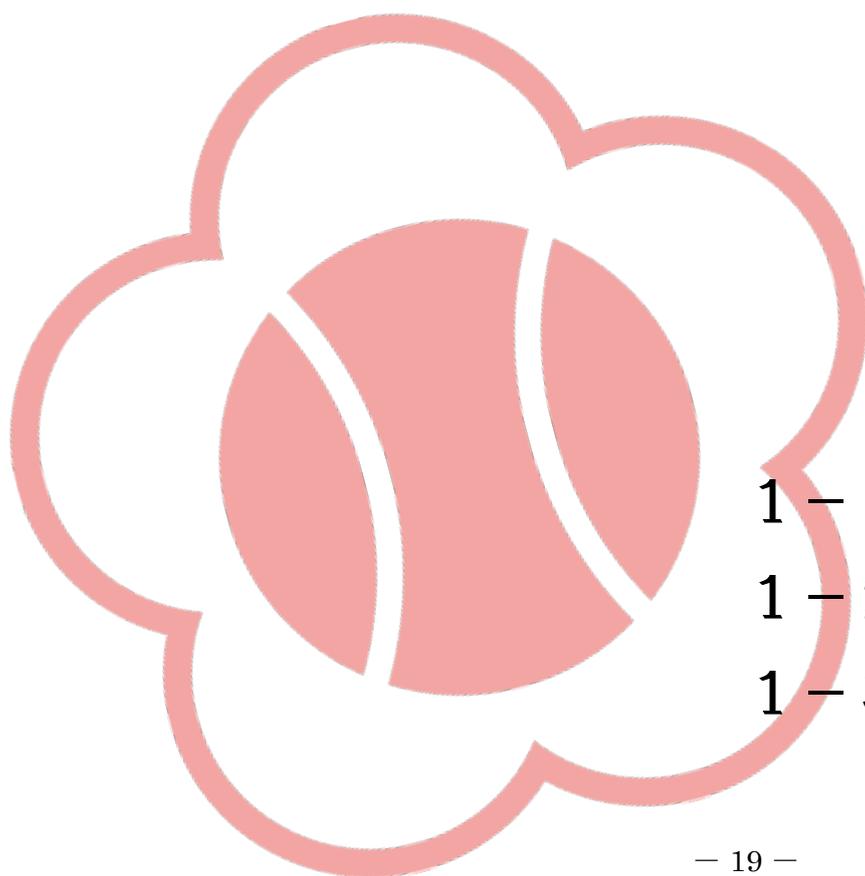
計画期間については、これまでの基本計画と同様に4年間とします。ただし、これまで以上に市長任期と基本計画の整合性を高める観点から、市長任期と基本計画の計画期間を完全に一致させるため、策定と同時に運用を開始することとし、年度単位の設定で「平成28年度から平成31年度まで」の4年間を計画期間とします。



# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 1 章

# 財政目標



- 1-1 基本的な考え方
- 1-2 財政目標
- 1-3 財政目標の運用

## 1-1 基本的な考え方

本市では、少子高齢化や人口減少の進展、地価の下落などに伴い、今後、税収をはじめとする一般財源の減少が見込まれる一方、歳出面では、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策に要する経費などの増加が見込まれ、財政の硬直化は避けられない状況である。

そこで、第10次基本計画では財政規律を示す財政目標を設定する。本計画で設定する財政目標についての基本的な考え方は以下のとおりである。

### 財政運営の原則

- ① 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事業の見直しにより財源を確保し、優先順位の高い事業に重点的に資源配分する。
- ② 基金や市債に依存した財政構造の回避は最優先事項である。そこで、重要事業による影響を除いた平年ベースの事業費は、一般財源の不足を補填するための基金繰り入れをしないことをめざす。
- ③ 新規の公共施設整備は原則として凍結するとともに、公共施設の集約化、複合化、不要な施設の除却などにより施設総量の縮減をめざす。
- ④ 小諸市の課題である「担税力の強化」に向けた施策・事業の推進など、自主財源の確保に最大限努めるとともに、不要資産は積極的に売却を進めるなど、資産の適正管理を進める。
- ⑤ 健全財政を維持するための基準として、今後、基金残高は標準財政規模の40%（約40億円）を下限、市債残高は標準財政規模の200%（約200億円）を上限とする。

## 1-2 財政目標

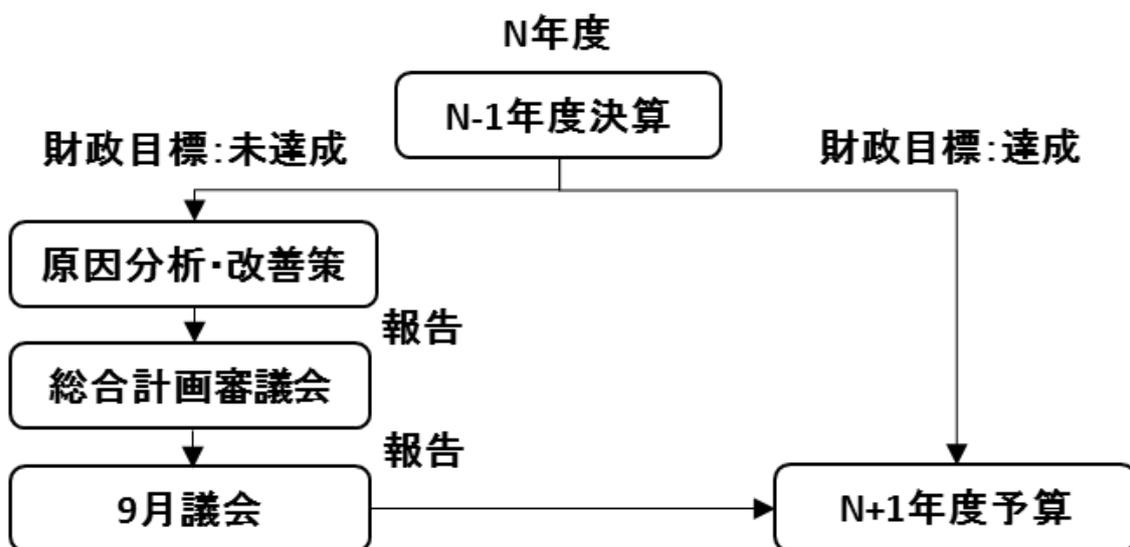
財政見通しは本市の財政が現状のまま進むと将来的に危機的な状況になることを示している。そこで、本市の財政が将来に渡って持続可能となる最低限の水準として、以下の財政目標を設定した。第10次基本計画の計画期間内において、市財政は原則として以下の財政目標の範囲内で運営されるものとする。

### 財政目標

- ① 基金残高：56億円以上
- ② 市債残高：190億円以下（臨時財政対策債を毎年5億円と想定）
- ③ 実質公債費比率：11.5%以下

## 1-3 財政目標の運用

先述のとおり、財政目標は本市の財政が持続可能となる最低限の水準を示している。そこで、第10次基本計画の計画期間内に財政目標が未達成となった場合には、財政目標の未達成の原因を分析し、財政目標の達成に向けた改善策を総合計画審議会及び9月議会に報告することとする。

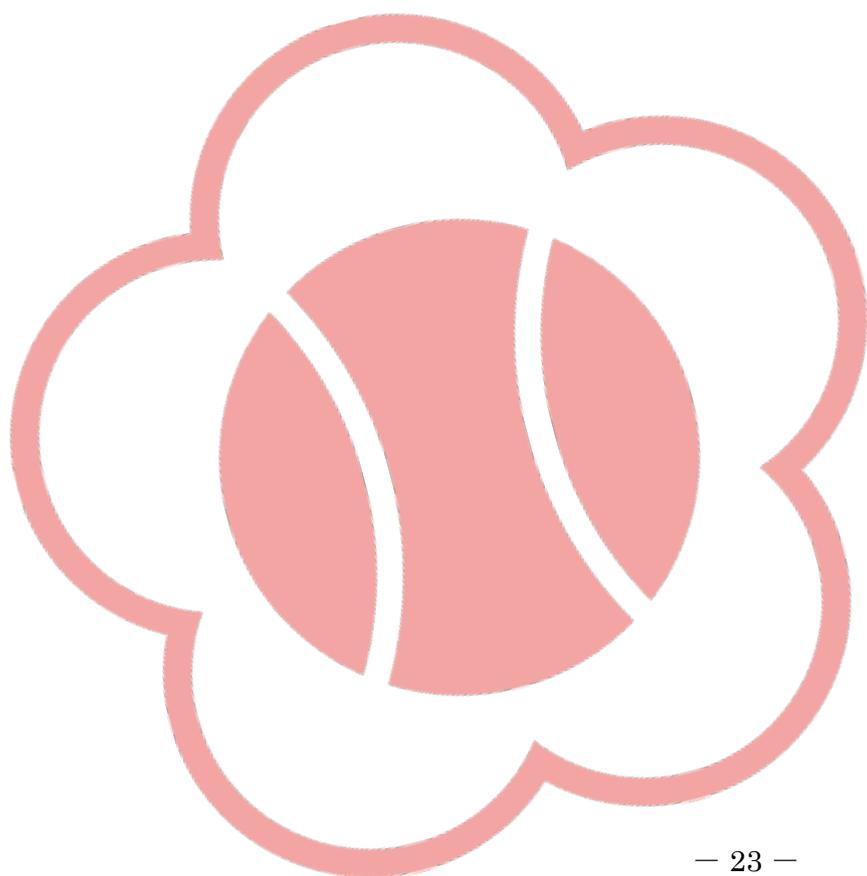




# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 2 章

### こもろ未来プロジェクト



## 2-1 位置づけ

市長公約に関連する事項については、第10次基本計画の計画期間内に取り組むものを対象に、基本計画に基づいた実施計画において、関連する事務事業の計画内容に盛り込むものとする。そのうえで、計画運用段階のPDCAサイクルの中で、実施計画の実績の評価と、その結果に基づく毎年度の見直しの実施により、市長公約の進行管理を行うとともに、着実な進捗を図ることとする。

## 2-2 主な事業

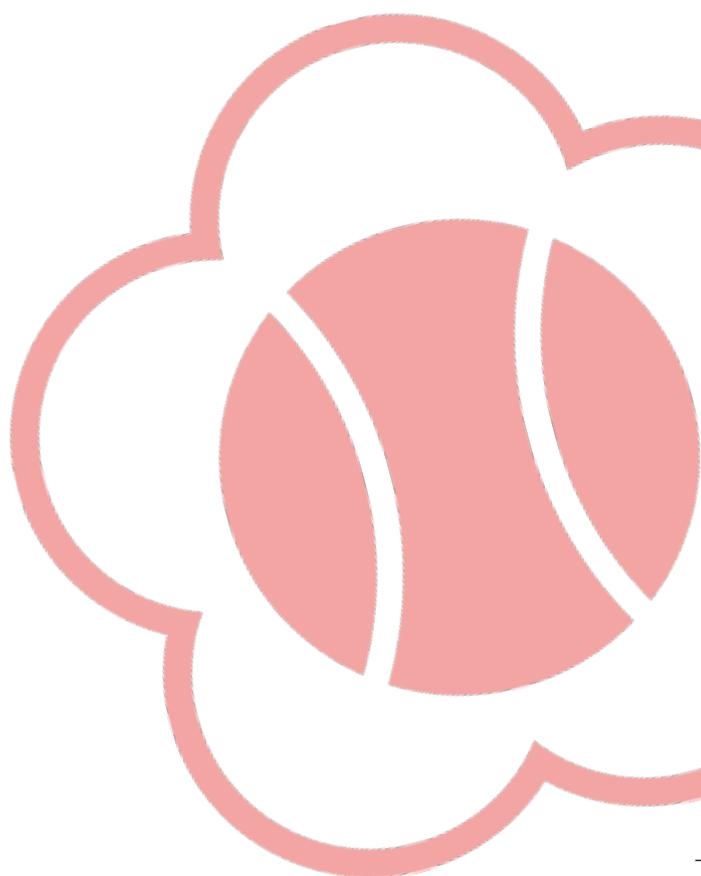
小泉市長の政策集「こもろ未来プロジェクト（基本政策）」の5つの柱と、関連する主な事業は以下のとおり。

- (1) 市役所の改革と健全財政 「しせいを正す」  
ふるさとPR事業／広報広聴事業／行政経営事業
- (2) 自治会と市政の連携強化 「絆」  
市民協働推進事業／各種団体連携事業
- (3) 市民が幸福を実感できる市政を実現 「笑顔」  
介護予防・生活支援サービス事業／地域医療体制整備事業／特別支援教育等推進事業／防災対策費運営費
- (4) 産業振興と起業・就農支援 「攻める」  
企業立地推進事業／六次産業化推進事業／農産物ブランド化事業
- (5) 観光・ブランド活性に向けた情報戦略 「ワクワク」  
ふるさとPR事業／観光振興事業

# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 3 章

### 政策



- 3-1 子育て・教育
- 3-2 環境
- 3-3 健康・福祉
- 3-4 産業・交流
- 3-5 生活基盤整備
- 3-6 協働・行政経営

## 【政策1】子育て・教育

### ◆目標

心豊かで自立できる人が育つまち

所管：教育委員会事務局

### ◆めざそう値

No.	指標	平成27年度 (2015年度)	平成31年度 (2019年度)
①	本を身近に感じている人の割合	45%	53%
②	困っているときに相談できる人がいる割合	46%	52%
③	文化・芸術・スポーツを身近に感じている人の割合	35%	41%
④	学校へ行くことを楽しいと思っている児童生徒の割合	83%	90%
⑤	小諸に関心を持ち、小諸のことを調べたい、学びたいと思っている児童生徒の割合	なし	

### ◆市役所の役割

No.	めざすべき状態	めざそう値	市役所の役割
①	誰もが文学などに親しんでいること	本を身近に感じている人の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のサポートをする図書館職員やボランティアの人材を育成する。</li> <li>・図書館の書籍を充実する。</li> <li>・「図書館だより」などを通じて、読書の楽しさを市民に伝える。</li> <li>・小諸市のことを学べる推薦図書を定める。</li> </ul>
②	人が困っているときに手を差し伸べることができること	困っているときに相談できる人がいる割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でも安心して相談できる窓口を充実する。</li> <li>・人権政策（教育）を充実させる。</li> <li>・セーフティネットを整備する。</li> <li>・社会的弱者を支援するための施策の充実を図る。</li> <li>・相談員等の資格の取得に対する支援を行う。</li> </ul>
③	遊びたいとき、学びたいときに仲間と遊べること、学べること	文化・芸術・スポーツを身近に感じている人の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講座などの充実を図る。</li> <li>・コンサートなど魅力ある催し物を企画し、開催する。</li> <li>・施設の借り方をわかりやすくする。(ネットでの予約など)</li> <li>・学校施設を開放する。</li> <li>・多様な利用者に対応した施設運営をする。</li> <li>・指導者・手助けをしてくれる人のネットワークづくりのきっかけを市がつくる。</li> <li>・サークル活動の案内板を市民交流センターに設置する。</li> <li>・ホームページなど情報提供の充実を図る。</li> </ul>
④	一人ひとりが学びたいことややりたいことを持ち、自立に向かって、子どもが学校へ行くことを楽しんでいること	学校へ行くことを楽しいと思っている児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育環境を整える。(少人数での授業、全クラスへの学習支援者の配置、学校給食の充実、遠距離通学への対応など)</li> <li>・先生と子どもが接する時間を増やす。</li> <li>・通学路の安全を確保する。</li> <li>・学力を向上させる企画をする。</li> </ul>
⑤	誰もが小諸を誇りに思っていること	小諸に関心を持ち、小諸のことを調べたい、学びたいと思っている児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で行われている小諸を学ぶ活動の情報を集約し、市民に提供する。</li> <li>・10地区や、区の地域づくり活動を支援する。</li> <li>・信州型コミュニティスクールづくりを地域と共に進める。</li> <li>・生涯学習施設の運営の充実を図る。</li> <li>・文化財等について、案内板、ホームページを充実し情報提供に努める。</li> </ul>

## ◆ミッション

明治時代から受け継がれてきた「梅花教育」の精神のもと、子どもたちの伸びやかな成長と、生涯にわたって学び続ける社会の実現に向けて、小諸の教育を進める。

- ・子どもたちの「生きる力」の育成を図る。
- ・教育環境の充実とともに、一人ひとりに応じた学びを支える体制の強化を図る。
- ・地域総ぐるみで子どもたちを育成する取組みを推進する。
- ・生涯学習を支える環境の充実を図り、市民の主体的な学びを促進する。
- ・人権啓発・人権同和教育を積極的に進め、市民の人権意識の高揚を図る。

## ◆方針

◎ 子どもたちの「生きる力」の育成を図る。

子どもたちの「学びに対する意欲や喜び」を高め、基礎学力の向上とともに、アクティブラーニングや問題解決的な学習を通して、自ら考え行動できる力の育成を図る。そして、こうした「確かな学力」と「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」の総体である『生きる力』の育成を図る。そのために、教職員の研修の機会の充実による指導力の向上とともに、体験的な学習の推進や、学校、家庭、地域、関係機関など全ての主体が連携・協力した地域総ぐるみで教育を支える体制の構築を図る。

◎ 教育環境の充実とともに、一人ひとりに応じた学びを支える体制の強化を図る。

子どもたちの学びを適切に支えるため、施設・設備の整備・充実とともに、一人ひとりの学びに応じた人的体制の充実を図る。施設・設備面では、保育園・学校の長期改築計画の策定、施設の長寿命化対策の推進、ICT環境の充実等に取り組む。また、人的な面では、低学年支援教員、学校生活支援員、指導主事等の配置の充実に努める。

◎ 地域総ぐるみで子どもたちを育成する取組みを推進する。

学校と家庭、地域、関係機関等との連携による信州型コミュニティスクールを推進するほか、子どもたちの健全育成と安心・安全の確保に向けて、地域総ぐるみでの取組みの強化を図る。また、安心して子育てができるよう、各年齢段階に応じたサービスの充実に努めるとともに、多様な子育てニーズに応えるため、新たにファミリーサポートセンター事業を実施する。

◎ 生涯学習を支える環境の充実を図り、市民の主体的な学びを促進する。

0歳から高齢者まで生涯を通じた学びが広がり、生きがいがいづくりにつながるよう、小諸ならではの様々な資源を活かしながら、学習環境の整備、生涯学習機会の創出を図り、市民の主体的な学びを促進する。特に市立小諸図書館は、「市民の知の拠点」「市民が多様な文化と出会う場」と位置付け、さらなる充実を図る。また、文化財の保存・継承・活用等に取り組むとともに、古文書館（仮称）を設置し、歴史的な資料や古文書の収集・保存・研究等を一体的に進める。

◎ 人権啓発・人権同和教育を積極的に進め、市民の人権意識の高揚を図る。

一人ひとりの人権が尊重され、大切にされる社会の実現に向け、保育園、小・中学校をはじめ、家庭、地域、企業等で、人権意識の啓発・人権同和教育を積極的に進める。また、教育・啓発活動とともに、市民の交流の機会の創出、相談体制の充実等を図る。

## 【政策2】環境

### ◆目標

自然環境を守り、循環型社会の進んだまち

所管：環境水道部

### ◆めざそう値

No.	指標	平成27年度 (2015年度)	平成31年度 (2019年度)
①	家庭から排出される1人1日当たりのごみ排出量	582 g	582 g
②	ごみのリサイクル率	31.7%	31.9%
③	市民が学ぶ環境学習の人数	802人	971人
④	汚水処理施設未接続家屋数	3,866戸	3,000戸
⑤	環境美化活動の実施回数・参加人数	298回 37,763人	312回 38,312人

### ◆市役所の役割

No.	めざすべき状態	めざそう値	市役所の役割
①	燃やすごみが減り、資源をリサイクルすること	家庭から排出されるひとり一日当たりのごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やすごみに混入している資源物の分別徹底について周知する。</li> <li>分別が不十分なごみの不回収を強化する。</li> </ul>
②	燃やすごみが減り、資源をリサイクルすること	ごみのリサイクル率	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別徹底と資源化の効果などについて啓発活動を強化する。</li> </ul>
③	環境に対する意識の向上を図ること	環境衛生の取り組みに対する市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全やごみ対策などの取り組みを効果的・積極的に実施する。</li> <li>環境に関する取り組みを、数値により「見える化」するなど市民のモチベーションを上げる工夫をする。</li> </ul>
④	環境に対する意識の向上を図ること	市民が学ぶ環境学習の人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が環境について学習できる場を積極的に設ける。(市民学習会、施設見学会、出前講座など)</li> <li>省エネルギー政策を推進し、再生可能エネルギーの普及を推進する。</li> </ul>
⑤	澄んだ水が流れていること	汚水処理施設未接続家屋数	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な管路整備による未普及箇所解消</li> <li>未接続家屋への啓発活動を強化する。</li> </ul>
⑥	ごみのないきれいな環境にすること	環境美化活動の実施回数・参加人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみゼロ運動やポイ捨て防止等の啓発活動を強化する。</li> </ul>

## ◆ミッション

- ・豊かな自然環境を守り、水を保全し、ポイ捨てごみなどの無い美しい小諸をつくる。
- ・リサイクル推進、化石燃料の使用削減、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギー活用の循環型社会をつくる。
- ・環境について市民、事業者、行政と学び合い、お互いに環境意識を高めあう。

## ◆方針

### ◎ 豊かな森林・水資源など恵まれた自然環境を積極的に保護・活用する。

小諸の貴重な財産である自然環境を、持続可能なものとするため、生物多様性、水と緑を保全し、自然とのふれあいを推進する。

### ◎ ごみの減量化と再資源化を進める。

省資源、省エネルギーの観点からできるだけごみを出さない生活様式への啓発を進め、ごみの分別と再資源化を進める。処理施設であるクリーンヒルこもろを環境学習の拠点として活用する。

### ◎ 省エネルギー政策、再生可能エネルギー普及を推進する。

地球温暖化防止、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減のため、省エネルギー意識の啓発、省エネルギー機器の普及促進と再生可能エネルギー活用促進を図る。太陽光発電は今ある自然環境や景観との調和を図りながら推進する。

### ◎ 市内全域の水洗化を促進し、公共用水域を保全する。

公共用水域の水質を保全するため、下水道、農業集落排水の接続推進、合併浄化槽設置を推進する。省エネルギーで効率的な下水処理を図るため、処理施設の統合、老朽化対策を進める。

### ◎ 環境美化活動を広げ美しい小諸をつくる。

市民、事業者、行政の協働により、市内全地域で景観美化活動に取り組み、多くの人が訪れたい、住みたい美しい小諸づくりを進める。

## 【政策3】健康・福祉

### ◆目標

一人ひとりが健康に心がけ、みんなで支え合うまち

所管：民生部

### ◆めざそう値

No.	指標	平成27年度 (2015年度)	平成31年度 (2019年度)
①	地域で支え合っていると感じている人の割合	41%	46%
②	安心して相談できる相談先がある人の割合	46%	50%
③	医療満足度	54%	56%
④	介護満足度	20%	26%
⑤	健診受診率（国保特定健診）	平成26年度（2014年度） 37.1%	45%
⑥	健康寿命	平成22年度（2010年度） 男性 79.27歳 女性 84.26歳	男性 80.00歳 女性 85.00歳

### ◆市役所の役割

No.	めざすべき状態	めざそう値	市役所の役割
①	住民がお互いに支えあう地域である	地域で支えあっていると感じている人の割合 安心して相談できる相談先がある人の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が安心して相談できる場を設け、市民に周知する。</li> <li>相談を受けられるボランティアを養成する。</li> </ul>
②	必要な時に必要な医療介護が受けられ、誰もが安心して暮らせる	医療満足度 介護満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な時に安心して医療や介護を受けられる体制を構築する。</li> <li>医療や介護についての情報を適切に提供する。</li> <li>交通手段を整備・確保する。</li> <li>医師の確保について、必要な支援をする。</li> </ul>
③	誰もが心身の健康づくりに積極的である	健診受診率	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診についての市民の意識を高める取り組みを工夫する。（健康講座、食育、学校での取り組みなど）</li> <li>健診の効果について啓発活動を強化する。</li> <li>健診を受診しやすい環境を整備する。</li> </ul>
④	生き生きと活発な高齢者がたくさんいる	健康寿命	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者がいつまでも生きがいを持って生活できるような政策を実施する。</li> <li>高齢者クラブを育成する。</li> <li>世代間交流を活発にする。</li> </ul>

## ◆ ミッション

- ・ 一人ひとりが子どもの頃から健康習慣を身に付け、生涯を通じて自分の健康を大切に、いつまでも元気で暮らす健康長寿のまちづくりを進める。
- ・ 様々な主体が連携・協力し、社会的弱者を地域全体で支え合い、誰もが生きがいをもち安心して暮らすことができるやさしいまちづくりを進める。

## ◆ 方針

◎ 子どもの頃からの健康な習慣づくり、いつまでも元気で暮らすための保健予防事業を展開する。

生涯を通じて健やかに暮らすため、妊娠期における妊婦の生活習慣を含め、子どもの頃から健康な生活習慣を身に付ける支援を行う。

乳幼児の健康状態や発達・発育の状況を確認し、疾病予防、疾病の早期発見、早期治療、療育につなげる取り組みを進める。

各種検(健)診の受診を勧め、健康教育や相談ができる体制の充実を図るとともに、関係機関・関係者との連携、各種データの分析・共有化等により、生涯を通じた健康づくり、健康管理の支援を行う。

◎ 高齢者・障がい者等を地域で支え合う体制づくりを進める。

地域の様々な組織や人材が連携、互いに協力して、高齢者や障がい者等を地域全体で支え合う体制づくりが進むよう支援を行う。

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防の充実と、在宅医療・介護の連携強化を図る。

障がい者や家族が安心して健康に地域社会で暮らせるよう、保健・医療関係機関、サービス提供事業所との連携強化と、福祉サービスの充実を図る。

◎ 地域医療体制の充実を図る。

必要なときに必要な医療を受けられる体制を確保するため、二次救急医療や病診連携等の充実に向けた支援を行う。

## 【政策4】産業・交流

### ◆目標

地域の宝、地域の資源を有効活用し、活気ある豊かなまち

所管：経済部

### ◆めざそう値

No.	指標	平成27年度 (2015年度)	平成31年度 (2019年度)
①	農地所有的確法人・農業生産組織数	14社	22社
②	針葉樹対応まきストーブ・ボイラー設置数	0件	20件
③	企業誘致数	2件 (H26)	3件
④	懐古園有料入園者数	188,749人 (H26)	200千人
⑤	新築住宅着工数	118件 (H26)	200件
⑥	(仮想) 交流人口	494万人 (H26)	509万人

### ◆市役所の役割

No.	めざすべき状態	めざそう値	市役所の役割
①	農業者の所得が向上し、経営が安定していること	農地所有的確法人・農業生産組織数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・六次産業化及びブランド化を推進する。</li> <li>・販売加工拠点施設を整備する。</li> <li>・学校給食で地元の農産物をなるべく多く使用する。</li> </ul>
②	森林が整備され、地域材が有効利用されていること	針葉樹対応まきストーブ・ボイラー設置数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の整備及び地域材の利用促進を支援する。</li> <li>・まきストーブ・まきボイラーの設置に対する補助制度を設ける。</li> <li>・まきストーブ・まきボイラーの利点をPRする。</li> </ul>
③	企業誘致・創業支援・事業者支援により経済活動が活発化し、雇用が充実すること	企業誘致数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性のある助成制度の構築と積極的な情報発信により、企業誘致を促進する。</li> <li>・企業が求める土地を確保する。</li> <li>・小諸市の立地の優位性をアピールする。</li> <li>・商店に人を呼び込むための工夫をする。</li> </ul>
④	観光・交流人口が増加することで、地域経済が活性化すること	懐古園有料入園者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体で連携・協力することができる組織の一元化に取り組み、新たな観光振興を推進する。</li> <li>・着地型観光を推進する。</li> <li>・公共交通を充実させる。</li> </ul>
⑤	空家の活用や住宅の新築等により、移住・定住者が増加すること	新築住宅着工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性のある助成制度の構築や空き家バンクの充実を図る。</li> <li>・民間による宅地開発が進むよう、誘導的な社会資本の整備を図る。</li> <li>・「住みたいまち」にするために、各種施策の充実を図る。</li> <li>・首都圏への通勤可能な立地であることをPRする。</li> </ul>

## ◆ ミッション

- ・ 産業の活性化を図る。
- ・ 農業の生産性向上と農家の所得向上を支援する。
- ・ 企業・事業者の競争力強化を支援する。
- ・ 企業誘致と雇用を確保する。
- ・ 自然や歴史・文化を活かし、観光の振興と移住定住を促進する。

## ◆ 方針

### ◎ 6次産業化と農・食のブランド化等により所得の向上を図る。

小諸市の歴史・文化を活かしたブランド化や6次産業化等による農産物の高付加価値化を推進すると共に、生産性向上のための農地の集積、基盤整備を進め農家所得の向上を図ることにより、魅力ある農業となることで、新規就農者を増やす。

### ◎ 既存企業・事業者への支援と起業の支援、企業誘致を図る。

生産性の向上や経営・資金面での企業等支援を行うとともに、起業にチャレンジする者の育成・支援を積極的に行う。また、首都圏から近く、自然災害が少ないという特性を活かしつつ、用地取得の助成等による企業誘致を推進する。

### ◎ こもろ観光局と連携し、観光による地域づくりを進め、交流人口の増加を図る。

これまでの観光の楽しみ方に加え、訪れた地で自らが体験することや地域の人々との交流を楽しむ着地型観光が増えている。小諸市でしか出来ないことや、地域の魅力を掘り起し、小諸市全体で来訪者を受け入れ、インバウンドも含めた交流人口の増加を目指す。

### ◎ 空き家バンクや住宅新築等助成制度の活用、民間宅地開発の誘導等により移住・定住者の増加を図る。

移住者の住宅確保を支援するため空き家バンクや住宅新築等助成制度を充実するとともに、シティプロモーションや移住体験ツアーなど実施し、小諸の魅力を伝える。また、民間による宅地開発が進むよう、誘導的な社会資本整備を進める。

## 【政策5】生活基盤整備

### ◆目標

安心して快適に暮らせるまち

所管：建設部

### ◆めざそう値

No.	指標	平成27年度 (2015年度)	平成31年度 (2019年度)
①	コミュニティ交通利用者数	85,000人	89,000人
②	地域協働道ぶしんクリーン事業実施件数	156件	160件
③	防災訓練の実施率	48%	100%

### ◆市役所の役割

No.	めざすべき状態	めざそう値	市役所の役割
①	地域交通の便が良いこと	コミュニティ交通利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通の利便性を高めるために、運行について不断の見直しをする。</li> <li>地域公共交通ネットワークの構築</li> <li>鉄道、バス、タクシー等の交通事業者との連携</li> <li>観光事業者との新たな交通施策の展開</li> <li>周辺自治体との交通ネットワークの形成</li> </ul>
②	市民参加型による道路の維持管理ができること	地域協働道ぶしんクリーン事業実施件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の草刈、側溝清掃、道路面補修等の活動が促進されるよう、積極的な支援を行う。 (資材支給、奨励金など)</li> </ul>
③	自主防災組織主導の実効性ある防災訓練が実施されること	防災訓練の実施率	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルの作成や訓練指導など、訓練に対する支援を行う。</li> </ul>

## ◆ミッション

- ・ 少子高齢化や人口減に対応した市民の生活形態に合わせた、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図る。
- ・ コンパクトシティのまちづくりによる都市環境の整備により、生活利便性の維持・向上を図る。
- ・ あらゆる世代の市民が安心して暮らせるように、公平性のある社会資本の整備や効率的な施設の長寿命化とともに防災力の強化を図る。

## ◆方針

◎ 地域公共交通ネットワークの構築と持続可能で利便性の高い交通システムの維持を図る。

都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点に対して、デマンド交通の「こもろ愛のりくん」と定時定路線「愛のり すみれ号」の運行により、公共交通によるアクセスが比較的容易となる環境を整備し、商業施策、医療・福祉施策、住宅施策、観光施策などの分野との連携を推進する。

公共交通の充実によって、交通弱者の移動手段の確保や維持を図り、誰もが安心して利便性の高い生活ができる環境を目指す。

◎ 総合的なコンパクトシティ形成に向けた立地適正化計画策定に取り組む。

低炭素なまちづくりを目指し、都市全体の観点から、居住区域や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、まちづくりに係る関係施策と連携し、都市計画の包括的なマスタープランとして作成に取り組む。

都市機能が集約された中心市街地の商業の活性化や文化財・歴史的建造物を活かした観光の振興により、賑わいを再生しつつ、生活の利便性の向上により、定住促進を図る。

◎ 効率的で公平性の高い社会基盤の整備を進める。

市内全橋梁の5年に一度の法定点検を計画的に実施し、将来の維持・更新費用を抑制するための、長寿命化工事を推進する。

道路、橋梁、上水道、トンネル等の主要施設である社会基盤の老朽化対策と年々、増加する生活道路の維持補修などのインフラ全体の老朽化対策と並行して、維持管理・修繕の合理化を進める。

市内の幹線道路整備や交通安全対策など建設事業計画や生活道路の整備・修繕については、最小の経費で効率的に公平性の高い整備を計画的に行う。

◎ 災害に強いまちづくりを進める。

地域全体で安全・安心なまちをつくるため、関係機関の連携強化と住民意識の高揚を図る。

## 【政策6】協働

### ◆目標

すべての主体が参加し、協働するまちづくり

所管：総務部

### ◆めざそう値

No.	指標	平成27年度 (2015年度)	平成31年度 (2019年度)
①	小諸市自治基本条例があることを知っている市民の割合	15.6%	30.0%
②	市民参加型の会議等の周知や情報提供に満足している市民の割合	5.5%	30.0%
③	市民参加型の会議等の機会が適切に提供されていると思う市民の割合	18.8%	40.0%
④	市民参加型の会議等に参加したいと思う市民の割合	25.8%	30.0%
⑤	区等で開催される行事や活動に参加したいと思う市民の割合	42.4%	50.0%

### ◆市役所の役割

No.	めざすべき状態	めざそう値	市役所の役割
①	小諸市自治基本条例が市民に浸透していること	小諸市自治基本条例があることを知っている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例について啓発する</li> <li>・条例の理念である参加と協働のまちづくりを実践する</li> </ul>
②	参加と協働の機会が情報とともに適切に提供されていること	市民参加型の会議等の周知や情報提供に満足している市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く市民に対し、適時適切に、必要な情報提供を行う</li> </ul>
③	参加と協働の機会が情報とともに適切に提供されていること	市民参加型の会議等の機会が適切に提供されていると思う市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動やまちづくりに、市民が参加し、協働する機会を、積極的につくる</li> </ul>
④	市民が積極的にまちづくりに関わっていること	市民参加型の会議等に参加したいと思う市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く市民に対し、適時適切に、必要な情報提供を行う適時適切に、必要な情報を行うとともに、取組みの内容を工夫する</li> </ul>
⑤	市民が積極的にまちづくりに関わっていること	区等で開催される行事や活動に参加したいと思う市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区等の行事や活動に対し、適切な支援を行う</li> </ul>

## ◆ミッション

- ・小諸市自治基本条例の理念である参加と協働のまちづくりを実践する。
- ・広く市民に対し、適時適切に、必要な情報提供を行う。
- ・地域活動やまちづくりに、市民が参加し、協働する機会を、積極的につくる。
- ・将来にわたり健全財政が維持できるよう、戦略的で効率的・効果的な市政経営を推進する。

## ◆方針

◎ 「協働による市民主体のまちづくり」を推進するため、市民や関係者の理解を深め、自発的で主体的な活動を活発にする。

自治基本条例の理念である「協働による市民主体のまちづくり」を進めるため、「自治基本条例」を市民の中に浸透させるとともに、区や市民活動団体等の主体的な公共活動に対して適切な支援をおこなう。

◎ 「市役所は地域で最大のサービス業」であることを、全職員が意識し、接客意識の向上やシステムの活用により、窓口業務と相談業務の充実を図る。

職員の接客意識の向上やスキルアップなどにより、正確かつ迅速に窓口業務と相談業務を行い、来庁した市民に好感をもってもらうとともに、気軽に相談できる市役所の体制づくりを進める。

◎ 効率的・効果的な市政経営を推進するため、「行政マネジメントシステム」の改善と円滑な運用を図り、継続的な事務改善により行政の生産性を向上させる。

総合計画を基軸とした「計画～予算～実施～評価～改善」というマネジメントシステムが構築され、管理監督者のリーダーシップのもとで自律的な運用を進める。

◎ 価値前提な組織風土を目指し、自ら考え、行動し、問題解決する自律した職員の育成に努める。

職場内でそれぞれの役割や思いが共有され、職員が「価値前提」（市の理念や方針）に基づいた住民主体の考え方で、自律的に働いている状態を目指す。

◎ 健全財政が維持できるよう財政規律を遵守するとともに、市税をはじめとする自主財源の確保に向けた戦略的な取組みを行う。

当面の課題となっている事業や市民生活を支える財政需要に的確に対応しつつ、将来にわたり健全財政が維持できるよう、財政規律を遵守し効率的・効果的な財政運営を進める。

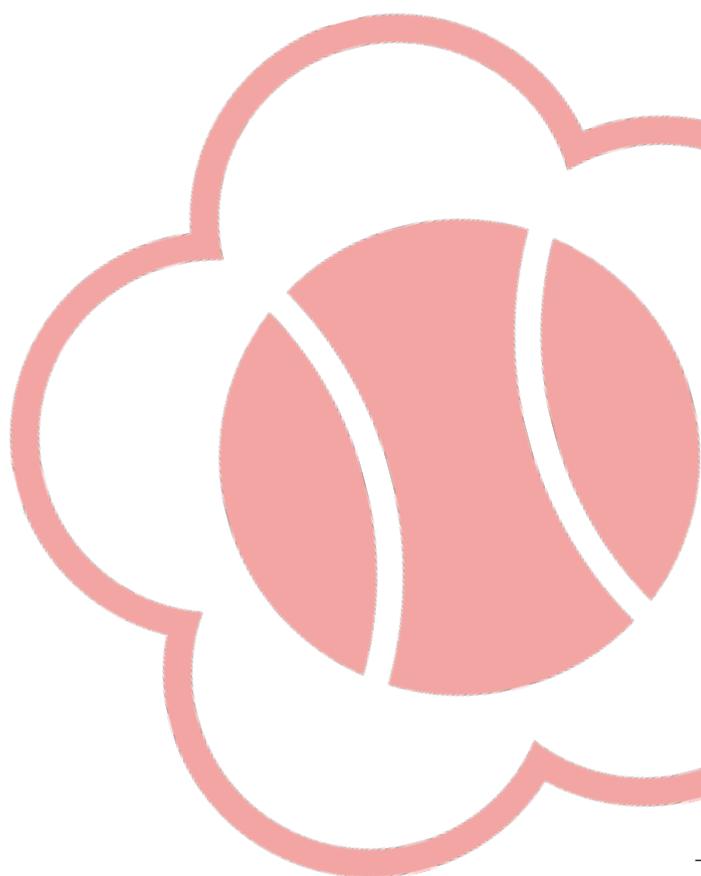
また、市民の所得向上などに向けた施策により、安定した自主財源である市税収入の確保を図る。



# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 4 章

### 施策



- 4-1 子育て・教育
- 4-2 環境
- 4-3 健康・福祉
- 4-4 産業・交流
- 4-5 生活基盤整備
- 4-6 協働・行政経営

## 【政策1】子育て・教育

### 【施策1-1】

#### 学習環境の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます

主管課：学校教育課

#### ◆現状と課題

生活習慣及び学習習慣の形成・定着を図るための低学年支援教員や学校生活支援員等の配置並びに教員の指導力向上に向けた自主的な研修への支援など、子どもたちの「学び」を支えるソフト面の施策は着実に進んでいる。一方、学校施設の老朽化が進行するとともに、設備・備品などハード面の整備が遅れており、大きな課題となっている。いじめの根絶に向けた早期発見・早期認知の体制づくり、不登校状態の改善に向けた継続的な支援等についても、さらなる取り組みが必要である。

#### ◆方針（目的）

ハード・ソフト両面での学習環境の整備を着実に進めるとともに、子どもたち一人ひとりに応じた「学び」を支える体制の強化、地域総ぐるみで教育を支える体制の構築を図る。また、ふるさと小諸の素晴らしさを発見していく学習や、教職員の指導力の向上、授業改善等を推進する。特に、校舎等については、小・中学校のあり方を含む長期学校改築計画を策定し、整備・充実に取り組む。これらにより、子どもたちの「学びに対する意欲や喜び」を高めるとともに、「基礎的な学力や自ら考え行動できる力などの確かな学力」「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」の総体である「生きる力」の育成を図る。

#### ◆目標

- ① 学校施設や設備・備品、人的な体制などハード・ソフト両面において、良好な学習環境が整備され、子どもたち一人ひとりに応じた「学び」を支える体制が構築された状態。
- ② 学校、家庭、地域、関係機関など全ての主体の連携・協力により、地域総ぐるみで教育を支える体制が構築された状態。

#### （目標設定理由）

- ① 子どもたちの「生きる力」の育成を図るためには、良好な学習環境とともに、子どもたち一人ひとりに応じた「学び」を支える体制が必要だから。
- ② 子どもたちの「生きる力」は、学校での教育だけでなく、様々な場において、多様な価値観との関わりの中でこそ育まれるものであり、そのためには、地域の教育力を高め、地域全体で学校や子どもたちの教育活動を支える体制が必要だから。

◆目標値

①	指標名	全国学力状況調査（小・中学校の全国平均値との対比）				
	設定理由	全国学力状況調査の結果が向上すれば、「学力」の習得の度合いが向上したと考えられるから。				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		小94.8% 中93.9%				小100% 中100%
②	指標名	全国体力状況調査（小・中学校の全国平均値との対比）				
	設定理由	全国体力状況調査の結果が向上すれば、「体力」が向上したと考えられるから。				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		小97.0% 中94.6%				小100% 中100%
③	指標名	学校へ行くことを楽しいと思っている児童・生徒の割合（政策の「めざそう値4」）				
	設定理由	上記指標の値が向上すれば、子どもたちの「学びに対する意欲や喜び」が高まり、「生きる力」の育成につながると思われるから。				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		小80.6% 中86.8%				小90.0% 中90.0%

◆協働の方針（取組内容）

学校、家庭、地域、関係機関など全ての主体が連携・協力する「信州型コミュニティスクール（学校と地域住民が継続的に連携していくための仕組みをもった学校）」など、地域総ぐるみで教育を支える取り組みを推進する。

◆主な事業

学校運営費／英語教育強化地域拠点事業／小（中）学校管理費運営費／小（中）学校施設維持管理事業／小（中）学校給食運営事業／小（中）学校保健事業／小（中）学校外国語指導助手配置事業／小（中）学校用コンピュータ維持管理事業／小（中）学校教育支援事業／指導主事設置事業／小学校低学年学習支援事業

◆個別計画

教育振興基本計画

## 【政策1】子育て・教育

### 【施策1-2】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに、社会全体（みんな）で取り組みます

主管課：子ども育成課

#### ◆現状と課題

少子化、核家族化、地域での人と人とのつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、これに伴って、子育てに関するニーズが増大するとともに、複雑・多様化しており、対応が求められている。

また、保育園の老朽化、未満児保育に対するニーズの増大等による保育士の不足、特別なニーズのある子どもへの対応なども大きな課題となっている。

#### ◆方針（目的）

各年齢段階に応じたサービスの充実を図り、子育ての経済的負担を軽減するなど、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。そのために、行政だけでなく、家庭ですべきこと、地域で支え合えることなど役割分担をしながら、社会全体（みんな）で取り組む。保育園については、統合を含む長期改築計画を策定するとともに、保育士の確保に向けた施策を検討する。また、特別なニーズのある子どもに対し、一人ひとりに応じたサービスの提供に努める。

#### ◆目標

- ① 社会全体（みんな）の取り組みによって、安心して子どもを産み育てることができるハード・ソフト両面の環境が整備された状態。
- ② 特別なニーズのある子どもが、一人ひとりに応じたサービスを受けられる状態。

#### （目標設定理由）

- ① 社会全体（みんな）の取り組みによって、ハード・ソフト両面の子育て環境が整備されていれば、安心して子どもを産み育てることができるから。
- ② 近年、発達障がいなど特別なニーズのある子どもが増えており、一人ひとりに応じたサービスが求められているから。

## ◆目標値

指標名	子育てしやすい環境に対する市民満足度（子育て世代（20～40代）の「不満」「やや不満」の合計）					
設定理由	ハード・ソフト両面の子育て環境が整備され、必要なサービスを受けることができれば、子育て世代の市民が子育て施策に不満を感じる割合が減っていくから。					
①	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		30.3%	27.0%	24.0%	21.0%	18.0%
指標名	困っているときに相談できる人がいる割合（政策の「めざそう値2」）					
設定理由	困っているときに相談できる人がいれば、生活していく上での安心につながる。このことは、子育てにおいても同様であるから。					
②	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		46.0%	47.0%	48.0%	50.0%	52.0%

## ◆協働の方針（取組内容）

行政のほか、家庭、地域、企業、団体など、すべての主体が連携・協力し、社会全体（みんな）で子育てを支える。多様な子育てニーズに応えるため、新たにファミリーサポートセンター事業に取り組む。

## ◆主な事業

保育所運営事業／子ども・子育て支援事業／私立幼稚園補助事業／子どもセンター運営事業／児童クラブ運営事業／児童施設運営事業／運動遊び事業／就学支援相談事業／家庭児童相談事業／教育支援センター等運営事業／特別支援教育等推進事業

## ◆個別計画

教育振興基本計画／子ども・子育て支援事業計画

## 【政策1】子育て・教育

### 【施策1-3】

生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現をめざします

主管課：生涯学習課／図書館

#### ◆現状と課題

生涯学習施設のうち、美術館・博物館は総じて入館者が減少傾向にあり、文化センターは安定した利用者数で推移している。一方、スポーツ施設は全体的に利用者が増加傾向にある。新たに開館した図書館と市民交流センターは利用者が多く、好評を得ている。文化センター等での各種講座等は、参加者数が安定しているが、参加者の固定化が見られる。生涯学習施設は、老朽化しているものや休館したままのものなどがあり、今後のあり方の検討が必要である。

#### ◆方針（目的）

魅力ある企画展や市民ニーズを踏まえた各種講座・教室の開催など、生涯学習の機会を創出し、市民の主体的な「学び」を促進する。併せて、市民が「学び」の成果を生かし、生きがいくりにつながるような機会の創出を図る。

生涯学習施設については、各施設の老朽化等を踏まえ、今後のあり方を検討し、管理計画を策定する。

#### ◆目標

- ① 市民が主体的に学び、その成果が地域で生かされている状態。
- ② 生涯学習施設が適切に管理・運営され、多くの市民に利用されている状態。

#### （目標設定理由）

- ① 市民が主体的に学び、その成果が地域で生かされれば、市民の生きがいくりにつながり、さらなる「学び」が促進されるという好循環が生まれ、「生涯学習社会」の実現につながるから。
- ② 生涯学習施設が適切に管理・運営され、多くの市民に利用されていれば、市民の主体的な「学び」が促進されていると考えられるから。

◆目標値

①	指標名	文化・芸術・スポーツを身近に感じている人の割合（政策の「めざそう値3」）				
	設定理由	文化・芸術・スポーツを身近に感じている人の割合が高まれば、市民の主体的な「学び」が促進されていると考えられるから。				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		35.0%	37.0%	39.0%	40.0%	41.0%
②	指標名	本を身近に感じている人の割合（政策の「めざそう値1」）				
	設定理由	本を身近に感じている人の割合が高まれば、市民の主体的な「学び」が促進されていると考えられるから。				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		45.0%	47.0%	49.0%	51.0%	53.0%
③	指標名	芸術・文化に親しむ機会の充実に対する市民満足度（「不満」「やや不満」の合計）				
	設定理由	芸術・文化に親しむ機会の充実に対して不満を感じている人の割合が低くなれば、市民の主体的な「学び」が促進されていると考えられるから。				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		27.0%	26.0%	25.0%	24.0%	23.0%

◆協働の方針（取組内容）

市民の主体的な「学び」の促進に寄与する公益団体（文化団体・スポーツ団体等）の活動を支援する。また、生涯学習施設の管理・運営について、利用者のボランティア参加のしくみづくりを検討する。

◆主な事業

社会教育総務費運営費／小諸藤村文学賞事業／史料館等管理事業／図書館運営事業／公民館運営事業／文化センター運営事業／小山敬三美術館運営事業／藤村記念館運営事業／小諸義塾記念館運営事業／小諸高原美術館・白鳥映雪館運営事業／高濱虚子記念館運営事業／スポーツ教室等運営事業／スポーツ大会等運営事業／体育施設運営事業／総合体育館等運営事業

◆個別計画

教育振興基本計画／スポーツ推進計画／読書活動推進計画

## 【政策1】子育て・教育

### 【施策1-4】

かけがえのない文化財を保存・継承し、積極的に活用します

主管課：生涯学習課

#### ◆現状と課題

文化財の所有者・継承者の高齢化や後継者不足などにより、保存・継承・活用等が難しくなっている。また、旧小諸本陣問屋場の解体復原工事は喫緊の課題である。

市内の古文書の整理・調査を休館中の郷土博物館で行っているが、収集・保存・展示・研究等を一体的に行う体制がなく、郷土の貴重な歴史的資料や古文書等の散逸が危惧される。

#### ◆方針（目的）

文化財を単に保存・継承するだけでなく、観光面等での積極的な有効活用を図る。個人や団体が所有・継承している文化財は、適切に保存・継承・活用等ができるよう、助言、情報提供、標識設置、管理・修理費の補助等の支援を行う。旧小諸本陣問屋場の解体復原工事を行う。郷土の貴重な歴史的資料や古文書等が散逸しないよう、収集・保存・展示・研究等を一体的に行う体制をつくとともに、古文書館（仮称）を設置する。

#### ◆目標

- ① 文化財が適切に保存・継承されるとともに、観光面等で有効に活用されている状態。
- ② 郷土の貴重な歴史的資料や古文書等が散逸することなく、収集・保存・展示・研究等が一体的に行われている状態。

#### （目標設定理由）

- ① 文化財が適切に保存・継承されるとともに、観光面等で有効に活用されていれば、かけがえのない文化財を後世に引き継いでいくことができるから。
- ② 歴史的な資料や古文書等の収集・保存・展示・研究等が一体的に行われていれば、郷土にとって貴重な資料等を散逸させることなく、適切に後世に引き継いでいくことができるから。

## ◆目標値

①	指標名	文化・芸術・スポーツを身近に感じている人の割合（政策の「めざそう値3」）				
	設定理由	文化・芸術・スポーツを身近に感じている人の割合が高まれば、文化財の保存・継承・活用等に対する市民の意識も高まっていると考えられるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		35.0%	37.0%	39.0%	40.0%	41.0%
②	指標名	伝統行事や文化財の保存や活用の状況に対する市民満足度（「不満」「やや不満」の合計）				
	設定理由	伝統行事や文化財の保存や活用の状況に不満を感じている人の割合が低くなれば、文化財の保存・継承・活用等が適切に行われていると考えられるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		19.5%	18.5%	17.5%	16.5%	15.5%

## ◆協働の方針（取組内容）

個人や団体が所有・継承している文化財について、適切に保存・継承・活用等ができるよう、助言、情報提供、標識設置、管理・修理費の補助等の支援を行う。

## ◆主な事業

文化財保護活用事業／旧小諸本陣建造物保存修理事業

## ◆個別計画

教育振興基本計画

## 【政策 1】子育て・教育

### 【施策 1－5】

#### 市民の人権意識を高めます

主管課：人権政策課

#### ◆現状と課題

平成 27 年度の人権・同和意識調査によると、3割の人が「人権を侵害されたことがある」と回答している。また、平成 28 年度に「部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」の策定に向けた、女性、障がい者などとの意見交換会でも、差別、偏見、不平等などを受けた体験が語られた。このように、差別のない、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けた切実な願いや長い間の様々な活動にもかかわらず、依然として差別や偏見などが存在している。

#### ◆方針（目的）

社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する差別や偏見など、様々な人権問題が存在している。こうした中で、すべての人の人権が尊重され、人が人として自分らしく生きられる、差別のない小諸市を築くため、学ぶ機会（教育、啓発、学習）やふれあう機会（交流）の提供などを通じ、市民の人権意識を高める。また、差別や偏見など人権が侵害されたときに、適切な相談・解決の支援を受けられるよう、体制を充実させる。

#### ◆目標

- ① 市民が、家庭、学校、企業、地域など様々な場において、必要なときに、人権に関する知識を得られる状態。
- ② 市民が、様々な人々との交流の機会を通じ、差別や偏見等に気づくことができる感性が身についた状態。
- ③ 市民が、人権問題について、必要なときに相談ができ、解決に向けた支援が受けられる状態。

#### （目標設定理由）

- ①② 「人権意識」は、豊かな感性を基盤に、人権尊重の意義を理解し、差別や偏見等に気づくとともに、その不合理性を認識できる感性や判断力であると言える。人権に関する知識を身につけ、感性や判断力を磨くことにより、人権意識が高まっていくと考えられるから。
- ③ 人権問題について、必要なときに相談ができ、解決に向けた支援を受けることができれば、人権が尊重される地域づくりにつながっていくから。

◆目標値

①	指標名	1年以内に、差別や偏見など人権を侵害されたことのある人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	上記の指標の割合が低くなれば、市民の人権意識が高まったと考えられるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		未測定				減少

◆協働の方針（取組内容）

人権運動団体をはじめ、市民、企業、地域などすべての主体と連携・協力し、一丸となって、人権教育、人権啓発、相談体制の充実などに取り組む。

◆主な事業

隣保館運営事業／男女共同参画推進事業／人権同和教育推進事業／多文化共生推進事業

◆個別計画

教育振興基本計画／部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画／男女共同参画こもろプラン

## 【政策 2】環境

### 【施策 2-1】

#### ごみの減量化と再資源化を進めます

主管課：生活環境課

#### ◆現状と課題

クリーンヒルこもろが完成し、自前の施設で安定的なごみ処理が可能となった。今後は、環境保全協定書に定めた排ガス自主規制値等を順守するとともに、市民に信頼され親しまれる施設運営の継続が重要である。また、クリーンヒルこもろを環境教育の拠点として定着化させていくことも必要である。

#### ◆方針（目的）

豊かな自然環境を守るため、市民や企業等が、ごみの分別を徹底するよう啓発に努める。また、ごみの減量、再資源化を推進することにより、ごみ処理費用を抑制し、温室効果ガスの発生抑制に努める。

クリーンヒルこもろ周辺の環境保全を図るため、環境保全協定書で定めた排ガスの自主規制値を順守していく。

#### ◆目標

- ① ごみの分別の徹底が市民や企業等に浸透し、再資源化が推進され、ごみの排出量が減少し、ごみ処理費用が削減された状態。
- ② 廃棄物処理施設が安定的かつ経済的に運営され、周辺住民が安心して生活できる状態。

#### （目標設定理由）

- ① 市民のごみの分別に対する意識が向上すれば、資源物が適正に分別され、資源化率が向上し、資源物の増加による売却収入が増加し、ごみ処理費用の節減につながるから。
- ② 安定的、経済的な処理施設運営により施設の長寿命化が図られ、市民から信頼される施設となり周辺環境の保全にも寄与するから。

◆目標値

①	指標名	ごみのリサイクル率（環境省が公表）				
	設定理由	ごみをきちんと分別すれば、資源として循環させることができ、ごみ処理経費等の削減につながるから				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		31.70%（見込み）	31.75%	31.80%	31.85%	31.90%
②	指標名	家庭から排出される、ひとり一日当たりのごみ量（世帯数の増加により、ごみが増加している現状がある）				
	設定理由	燃やすごみを減らすことにより処理費用の削減と焼却した時の温室効果ガスの削減につながるから				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		582 g	590 g	588 g	585 g	582 g
③	指標名	事業系燃やすごみの年間排出量				
	設定理由	燃やすごみを減らすことにより処理費用の削減と焼却した時の温室効果ガスの削減につながるから				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		2.022 t	2.017 t	2.010 t	2.001 t	1.991 t

◆協働の方針（取組内容）

クリーンヒルこもろを活動拠点として、親子環境教室を始めとする研修会等を開催し、ごみ減量アドバイザーと協働し、市民・事業者にごみの分別についての理解を深めていただくとともに、ごみの減量に向けた行動を実践していただけるよう努める。

各区の衛生委員と協働し、各地区での説明会、ごみ集積場での指導等を行う。

◆主な事業

廃棄物減量リサイクル事業／クリーンヒルこもろ運営事業／収集運搬運営事業／塵芥処理施設管理事業

◆個別計画

ごみ処理基本計画／分別収集計画／一般廃棄物処理実施計画

## 【政策 2】環境

### 【施策 2-2】

省エネ政策を推進し、今ある自然環境や景観と調和した太陽光発電の普及をめざします

主管課：生活環境課

#### ◆現状と課題

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスによる地球温暖化の影響とみられる、異常気象や生態系の変化などが、世界各地で報告されている。このCO<sub>2</sub>を削減するため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及促進が求められている。この対策のひとつとして、市民・事業者の環境に対する意識を高めていく必要がある。また、太陽光発電の推進は、今ある自然環境や景観との調和を図る必要がある。

#### ◆方針（目的）

今ある自然景観を守り育て、持続可能な地球環境にやさしいまちづくりを推進する。  
市民・企業・行政が環境に対する意識を高め、それぞれの役割と責任を認識し、条例等に基づき自然環境や景観との調和を図りながら、太陽光や小水力などの再生可能エネルギーの活用を促進する。

#### ◆目標

- ① 地球温暖化など、市民の環境に対する意識が高まっている状態。
- ② 省エネルギー機器の普及が促進され、再生可能エネルギーが活用された状態。

#### （目標設定理由）

- ① 市民の環境に対する意識が高まることにより、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー活用の促進が図られるから。
- ② 省エネルギー機器が普及し、再生可能エネルギー活用が促進することにより、温室効果ガス排出量の削減につながるから。

## ◆目標値

①	指標名	ISO14001・エコアクション21などの認証を受けている企業の数				
	設定理由	各企業が、自らの事業活動が地域に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、環境に配慮した事業活動を展開することが重要であるから				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		18社	19社	20社	21社	22社
②	指標名	市民が学ぶ環境学習の人数				
	設定理由	環境に対する市民の意識を高めていくには、環境学習を進めることが重要であるから				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		802人	844人	886人	928人	971人

## ◆協働の方針（取組内容）

クリーンヒルこもろを環境教育の拠点として、事業者、長野県地球温暖化防止活動推進員等と協働し、親子環境教室を始めとする各種勉強会等を開催するほか、市内イベント等において環境に対する意識を高める事業を推進する。

市民・事業者との連携により、自然環境や景観と調和のとれた太陽光発電を推進するための仕組みづくりを目指す。

## ◆主な事業

環境対策費運営費／環境衛生費運営費／景観美化・緑化対策事業

## ◆個別計画

環境基本計画／共に取り組むCO2削減計画こもろ（地球温暖化対策地域推進計画）

## 【政策 2】環境

### 【施策 2 - 3】

#### 市内全域の水洗化を促進し、公共用水域を保全します

主管課：下水道課

関連課：生活環境課

#### ◆現状と課題

汚水処理人口普及率は年々増加している。農業集落排水事業は完了し、公共下水道の未普及箇所は残り少なくなっているが、残地区は「家屋が少ない」「低地」等の箇所が多く、費用対効果は市街地に比べ低い。このため、区域の見直しを図っていく必要がある。また、未接続家屋については資金難などの理由により接続できない世帯が多い。

公共下水道小諸処理区については、平成 2 年に供用開始しており、管路の老朽化が始まっている。管路調査の充実が不可欠であるが、不十分な状況で課題となっている。

#### ◆方針（目的）

各残地区世帯の下水道接続に対する要望度を調査し、管路整備に優先順位をつけ、計画的に管路整備を実施し、未普及地区の解消を図る。また、未接続家屋の減少を図るため、未接続家屋への訪問、広報等を実施し、併せて接続しやすい環境づくりを模索する。汚水処理施設への接続件数を増やすことにより、公共用水域の保全を図る。管路老朽化対策としての管路調査について、調査方法の見直し・財源の確保などを検討し調査延長を拡張する。

#### ◆目標

- ① 汚水処理施設の総合的整備が進み、施設利用者が更に増加することにより、全ての市民が快適に住環境・水環境を享受できる状態。

#### （目標設定理由）

- ① 市内で生活する誰もが、生活排水等を衛生的かつ効率的に処理することにより、快適な生活環境を享受すると同時に、公共用水域保全の役割を果たせるようになり、住環境と水環境の向上につながるから。

◆目標値

①	指標名	快適生活率（污水処理率）				
	設定理由	公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽による污水処理施設への接続を促進し、暮らしの快適さ満足度の向上と、生活排水の河川への放流の更なる減少を目指す。				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		85.90%	86.20%	86.90%	87.70%	88.70%
②	指標名	松井川雨水排水路（総合体育館付近）の水質調査による生物化学酸素要求量（BOD）測定値				
	設定理由	公共用水域保全の状況を確認する。（年6回測定 目標値は平均値とする） ※松井川は環境基準値なし。下流千曲川の環境基準（河川）基準値は2mg/L以下（水域類型A）				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		1.23mg/L	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
③	指標名	污水処理施設未接続家屋数				
	設定理由	し尿の汲み取りをしている家屋の多くが家庭雑排水を処理せずに道路側溝等へ排出し環境を汚染しているため、污水処理施設未接続家屋数を減少させる必要がある。				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		3,866戸	3,650戸	3,430戸	3,210戸	3,000戸

◆協働の方針（取組内容）

公共下水道2施設の公害防止協議会、農業集落排水処理施設の5排水処理組合、小諸浄化槽協会との協働により、施設運営のチェックと、水洗化の促進を図る。

公共下水道処理施設、農業集落排水処理施設、浄化槽の維持管理者等との協働により安全、安定した施設運営を行い、適正な放流水質を確保する。

◆主な事業

公共下水道事業／特定環境保全公共下水道事業／農業集落排水事業／浄化槽設置整備事業／浄化槽維持管理補助事業

◆個別計画

環境基本計画／「水循環・資源循環のみち 2015」構想／生活排水処理計画／社会資本総合整備計画／地域防災計画／公営企業経営健全化計画／経営戦略

## 【政策3】健康・福祉

### 【施策3-1】

一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりを実践できる環境づくりを進めます

主管課：健康づくり課

関連課：市民課／厚生課／高齢福祉課／子ども育成課／生涯学習課

#### ◆現状と課題

小諸市は、平均寿命・健康寿命とも国を上回っており、一人当たりの医療費も低い状況にあるが増加傾向にある。また、国民健康保険における特定健診の受診率が低く、今後の健康寿命等に影響が出てくることが予想される。

市内の二次救急医療機関における医師については、二次救急医療を維持できる人数は今のところ確保されているが、十分とは言えず、医師確保に対する支援が必要。また安定した地域医療体制の構築のためには、限られた医療資源の機能を最大限に発揮できる環境が求められている。

#### ◆方針（目的）

一人ひとりが健康に関心を持ち、保健事業等への参加や利用ができるように環境を整備し支援する。

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備する。

必要な時に必要な医療を受けることができる体制を維持するため、二次救急医療体制の充実と病診連携が図られるように支援を行う。

#### ◆目標

- ① 市民一人ひとりが健康づくりを自分のことと自覚して、バランスの良い食事、日々の運動を実施している状態。
- ② 子どものころから健康に関心を持っている状態。
- ③ 医療、保健、福祉が連携して妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援ができている状態。
- ④ 二次救急医療機関が将来にわたり安定して存続し、病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し緊密な連携が図られている状態。

#### （目標設定理由）

- ① バランスの良い食事の摂取、日々の運動は生活習慣病を予防することとなり健康寿命が延びるから。
- ② 幼少期から健康に関心を持つと、成人以降も健康を意識するようになるから。
- ③ 妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援を実施することにより、安心して妊娠・出産・子育てができるようになるから。
- ④ 病診連携により限られた医療資源が有効に機能することで、必要な時に必要な医療が受けられる状況が維持できるから。

## ◆目標値

①	指標名	健康寿命				
	設定理由	めざすべき状態である「誰もが心身の健康づくりに積極的である」ようになると、健康寿命が延びる。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		男性79.27 (H22) 女性84.26 (H22)	男性79.50 女性84.50	男性79.70 女性84.70	男性79.90 女性84.90	男性80.00 女性85.00
②	指標名	特定健康診査（国民健康保険）受診率				
	設定理由	めざすべき状態である「誰もが心身の健康づくりに積極的である」ようになると、自分の健康をチェックするために特定健診を受ける市民の割合が増える。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		38.10%	40%	42%	44%	45%
③	指標名	医療満足度				
	設定理由	「必要な時に必要な医療が受けられる」ようになると、医療や介護に満足している市民が増えるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		54%	54%	55%	55%	56%

## ◆協働の方針（取組内容）

「健康づくり」の実践と啓発活動を実施している保健推進会及び食生活改善推進協議会の育成及び連携を推進する。

妊娠、出産、子育てにおいて切れ目のない支援を実施するため、産科医療機関等及び教育委員会との連携を密にする。

在宅における医療、介護サービスの適正な利用を図るため、「小諸北佐久医療・介護連携推進協議会」の運営充実を図る。

## ◆主な事業

地域医療体制整備事業／精神保健福祉事業／予防接種事業／健康診査事業／健康づくり事業／母子保健事業／乳幼児健診事業／妊産婦等支援事業／特定健康診査等事業

## ◆個別計画

健康づくり計画（げんき小諸 21）／特定健康診査等実施計画／スポーツ推進計画／保健事業実施計画（データヘルス計画）／第2次食育推進計画

## 【政策3】健康・福祉

### 【施策3-2】

#### だれもが安心できる福祉環境を整備します

主管課：厚生課

#### ◆現状と課題

高齢世帯の増加や核家族化などにより、地域のコミュニティが弱体化している状況にあり、民生児童委員の積極的活動や、住民間の助け合いなどの機運は高まっているが、社会的弱者を地域全体で支える体制を整えていくには、地域での各主体による連携強化が必要である。

様々な要因により、生活保護受給となる生活困窮者や、ひとり親世帯が増加している状況にあり、社会的自立のための支援体制の充実が求められている。

住み慣れた地域での生活を望む障がい者を支えている家族等の介護者が高齢化してきていること等から、各種サービス事業者が連携しながら支援をする体制の整備が求められている。

#### ◆方針（目的）

だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会的弱者を地域全体で支え合う体制の整備を進めるとともに、生活困窮者等の社会的自立に向けた支援を行う。

#### ◆目標

- ① 民生児童委員などの地域福祉の担い手が活発に活動できるよう、区と地域住民、社会福祉協議会等の各種団体が連携を強化した状態。
- ② 生活困窮者等の社会的自立に向け各種支援が充実した状態。
- ③ 障がい者を地域全体で支えるための、体制が整備された状態。

#### （目標設定理由）

- ① 民生児童委員などの活動が活発な地域であれば社会的弱者を地域全体で支える体制整備に繋がるから。
- ② 家計支援や就労事業所などの各種支援を充実することにより生活困窮者等の社会的自立に繋がるから。
- ③ 福祉や医療、住居、就労等各種サービスが連携して支援をする体制を整備することにより障がい者が地域で安心して暮らすことができるから。

## ◆目標値

①	指標名	地域で支え合っていると感じている人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	「地域で支え合っていると感じている人の割合」が多ければ、目標である「地域福祉を地域全体で支える連携が強化された状態」に繋がることから、指標とした。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		41%	42%	43%	45%	46%
②	指標名	小諸市生活就労支援センター（まいさぼ小諸）相談者の内、自立支援計画が終了した者の割合				
	設定理由	「まいさぼ小諸」に相談をした生活困窮者のうち自立支援計画の終了した者の割合が高ければ、社会的自立に繋がることから、指標とした。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		28%	28%	30%	30%	32%

## ◆協働の方針（取組内容）

区や各種団体などと連携・協力し、市民が地域活動に参加しやすい場の提供や、地域福祉活動の積極的推進などにより地域コミュニティの強化に努める。また、事業者と連携し、障がい者の働く場の確保や、障がい児・者が住み慣れた場で生活できるようサービスの充実に努める。

## ◆主な事業

障害者地域生活支援事業／障害者福祉医療等給付事業／障害者総合支援給付事業／自立相談支援事業／ひとり親福祉事業／児童発達支援事業運営費／生活保護等扶助費

## ◆個別計画

障がい者プラン（障害者施策に関する第4次福祉行動計画）／障がい者福祉計画

## 【政策3】健康・福祉

### 【施策3-3】

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

主管課：高齢福祉課

#### ◆現状と課題

高齢者を取り巻く環境は、市内の医療機関や介護サービス事業所は充実していて、地域で高齢者が交流したり活動する場が増えてきている。地区の民生委員は地域の福祉活動に積極的であり、また住民の助け合いの意識は向上してきている。反面、高齢者の増加とともに介護保険の費用は増大して、将来の保険制度の存続が危ぶまれる。また、地域の生活環境には高齢者にとって不便さがあり、高齢者の生活を十分に支えられない状況になることが予想される。

#### ◆方針（目的）

高齢者の地域での自立した生活を支えるため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進める。高齢者が生きがいや役割をもって自立した生活が続けられるよう、日常生活の活動を高め地域への参加を促す介護予防を進めるとともに、単身や高齢者だけの世帯も増加するため、地域の社会活動の意識高揚を図りながら、民間事業所、NPO、住民等のボランティアによる、家事や外出、見守り、サロンの開設など様々な形で高齢者の自立支援の体制づくりを進める。

#### ◆目標

- ① 介護予防と生活支援の充実により、要介護状態とならずに地域で生活できる高齢者が増えた状態。
- ② 今後の高齢者人口や介護保険事業の状況を市民等に周知し、介護予防と高齢者の社会参加や地域の支え合いの重要性が理解された状態。
- ③ 介護事業者が高齢者の在宅支援に向けたサービスの質の向上と地域との交流が活発になった状態。

#### （目標設定理由）

- ① できる限り自宅で元気に自立した生活を送りたいと思っている高齢者が多いから。
- ② 高齢者を支える地域づくりを進めるには、今後の人口動態とそれによる介護保険制度への影響について、市民によく理解される必要があるから。
- ③ 介護が必要な状態になっても自宅で生活を継続するためには、在宅の介護サービスの役割が重要となるから。

◆目標値

①	指標名	要支援認定率				
	設定理由	介護予防・生活支援サービスの充実により、要支援の認定率を増やさない				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
②	指標名	市の高齢者人口の状況や介護保険制度の状況の認知度（新規に市民アンケート項目とする）				
	設定理由	地域の支え合いや介護予防についての住民意識の向上				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
③	指標名	介護満足度				
	設定理由	要介護状態になっても住み慣れた在宅での生活を継続できる介護サービスの提供が必要				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		20%	21%	23%	24%	26%

◆協働の方針（取組内容）

地域で介護予防に取り組むボランティアの養成を進め、各地区で市民が主体的に運営する高齢者の通いの場（介護予防教室やサロン等）が拡大していくことを目指す。

高齢者の在宅生活を支えるため、民間事業所、NPO、住民等のボランティアによる生活支援サービスの提供体制構築を進める。

◆主な事業

在宅医療・介護連携推進事業／認知症総合支援事業／介護予防・生活支援サービス事業  
／生活支援体制整備事業／地域ケア会議推進事業／一般介護予防事業／生きがい対策  
支援事業／在宅福祉サービス事業／社会福祉施設建設工事等助成事業

◆個別計画

高齢者福祉計画／介護保険事業計画

## 【政策4】産業・交流

### 【施策4-1】

#### 農家の担い手を育て儲かる農業をめざします

主管課：農林課

#### ◆現状と課題

農業は小諸市の基幹産業であるが、ほ場の傾斜がきつく、面積も小規模な中山間地という立地条件に恵まれていない状況もあり、農家数の減少、農業従事者の高齢化、後継者・担い手不足、遊休荒廃地の増大などが問題となっている。担い手を育てるためには、農業大学校との連携強化が効果的であり、今後の連携強化の取り組みが必要である。

また、生産物を「どう売るか」ということについて、消費者の目線に立った農業経営を行うとともに、商店街との連携等にも取り組んでいく必要がある。

#### ◆方針（目的）

農業が儲かる産業となり夢が持てるようにならないと、後継者や新規参入者等の担い手は育たない。担い手の農業研修については農業大学校と十分な連携を図るとともに、農産物の付加価値を高めるブランド化や6次産業化などを推進し、生産するだけでなく「どう売るか」という商業的な視点も十分に取り入れながら儲かる農業をめざす。

また、既に生産物の販路が確立された地区においては、農業の生産性をさらに向上させ、儲かり続ける農業をめざす。

#### ◆目標

- ① 農地・農道・水路等の基盤整備が進み、農地が保全され、効率的な農業ができていく状態。
- ② 農地の集積が進み、耕作放棄地が増えない状態。
- ③ 農産物等における小諸ブランドが確立された状態。
- ④ 6次産業化に取り組む農業者が大勢いて、ビジネスとして成り立っている状態。
- ⑤ 森林が整備され、野生鳥獣による農業被害が増えていかない状態。

#### （目標設定理由）

- ① 基盤整備がされ、生産性が向上した農業でなければ、後継者や新規参入者等の担い手が増えないから。
- ② 耕作放棄地とならずに農地が集積され規模拡大につながれば、生産性が向上するから。
- ③ ブランドが確立されれば、農作物の収益率が上がるから。
- ④ ビジネスとして成り立てば、担い手が増えるから。
- ⑤ 農業被害が増加すると営農意欲が減退してしまうから。

◆目標値

①	指標名	農地所有適格化法人・農業生産組織数				
	設定理由	農産物価格の競争力を高めるために必要となる、生産コスト削減のためには、法人化等による経営規模拡大や省力化が必要であるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		14社	16社	18社	20社	22社
②	指標名	耕作放棄地の解消面積（耕作放棄地面積285ha：平成27年度調査）				
	設定理由	営農意欲のある人により、耕作放棄地が農地として再生されれば、農地の集積につながり、生産性も向上するから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		25ha	28ha	31ha	34ha	37ha
③	指標名	小諸市6次化ネットワーク会員数				
	設定理由	6次化ネットワーク会員を増やすことで、新たなビジネス展開の可能性が増え、6次産業化の推進につながるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		33人	36人	39人	42人	45人

◆協働の方針（取組内容）

中山間事業の協定を締結している集落や、多面的機能支払交付金事業の活動組織と連携し、地域の農業用施設の適切な維持管理に努める。

J Aや農業共済組合等の農業団体と連携し、農業者の生産性の向上、農業所得の向上につながる支援策について、積極的に取り組む。

◆主な事業

農業人材育成事業／耕作放棄地対策事業／六次産業化推進事業／農産物ブランド化事業／ニホンジカ等活用研究事業／野生鳥獣保護・管理事業／森林の里親事業／松くい虫対策事業

◆個別計画

農業振興地域整備計画／農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想／森林整備計画

## 【政策4】産業・交流

### 【施策4-2】

既存企業や新規起業者への支援と、企業誘致を推進し、働く場を創出します

主管課：商工観光課

#### ◆現状と課題

雇用を創出する企業の誘致を図りたいが、市や土地開発公社で提供できる用地がないため積極的な誘致をすることができない状況となっている。また、雇用については佐久地域の求人倍率は1倍を超えているが、企業と求職者とのミスマッチが起き、人材不足が深刻化している現状にある。働く場を確保するためには、企業誘致と合わせ市外移転や廃業等による減少を防ぐための既存企業への支援の充実、また起業者となる人材の育成や経営を維持していくための知識を高めていく必要がある。

#### ◆方針（目的）

商工会議所など関係機関と連携しながら、既存企業や起業者への、経営や人材育成に対する支援、また企業誘致の推進を図り雇用の場を確保するとともに、職業安定協会と連携した就職相談会、企業説明会の開催などにより企業と求職者とのマッチングを図り、人材を確保する。また、産学官や地域との連携により、地域に集積する技術や資源を活用した技術高度化や新たな産業の創出を支援することで、地域産業の活性化を図るとともに、工場等の用地確保に向けた企業立地計画を策定し、企業誘致の推進を図る。

#### ◆目標

- ① 働ける職場がある状態。
- ② 起業する際に必要な支援が受けやすい状態。
- ③ 安定した収入があり、安心して生活ができる状態。

#### （目標設定理由）

- ① 働きたいと思った時に働ける職場があれば、安心して生活できるから。
- ② 必要な起業支援が受けられることで起業者が増え、雇用の場につながるから。
- ③ 働く場があれば安定した収入が得られ、安心して生活することができるから。

◆目標値

①	指標名	企業誘致数				
	設定理由	企業数が増えることで働く場が確保できるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		2件	3件	3件	3件	3件
②	指標名	誘致企業による雇用者数（市で誘致した企業を対象とした人数）				
	設定理由	企業誘致による雇用者数が増えれば安心して生活できる人も増えるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		15人	16人	16人	16人	16人
③	指標名	市内での起業件数（小諸商工会議所チャレンジ起業相談室を利用した起業件数）				
	設定理由	起業者が増えれば地域経済の活性化や働く場の創出につながるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		20件	20件	20件	20件	20件

◆協働の方針（取組内容）

産学官の連携により企業支援を行い、雇用の確保につなげる。市民より企業誘致、起業支援に活用できる土地情報の提供を受ける。

◆主な事業

企業立地推進事業／商工業総合振興事業／労働振興事業

◆個別計画

## 【政策4】産業・交流

### 【施策4-3】

協働して戦略的に小諸の魅力を発信し、交流人口・移住人口の増加を図ります

主管課：商工観光課

#### ◆現状と課題

小諸の持つ観光資源を活用し、また、その魅力を十分に活用することができていないため、観光客数も減少傾向となっているのが現状である。交流人口・移住人口の増加を図るためには、戦略的な情報発信や協働による観光地域づくりを進めるための仕組みづくり、また、その舵取り役となる組織づくり、人材育成が課題となっている。

#### ◆方針（目的）

小諸市観光地域づくりビジョンを基本に、こもろ観光局を中心とした協働によるシテイプロモーションの推進によって、小諸市のブランド力と認知度を上げ、地域の活性化と移住・交流人口の増加を図る。また、市内の観光資源をつなぎ、観光客が楽しく回遊できる動線づくりを進めるとともに、既にある資源を有効活用する仕組みを工夫し、魅力ある地域づくりにつなげていく。

#### ◆目標

- ① 市民自らが小諸市の魅力を再認識し、誇りをもってその価値を発信するとともに、同じ思いをもって魅力ある地域づくりに取り組んでいる状態。
- ② 移住者が増え、新築住宅着工数が増えている状態。
- ③ 観光資源を案内する分かりやすい看板や動線が整備されている状態。

#### （目標設定理由）

- ① 広く地域住民が誇りをもって小諸の魅力を伝えることにより、観光客や移住者が増え、また、交流をすることで地域の活力が高まるから。
- ② 住宅着工数が増えることは、そこで暮らしたくなる魅力があることになるから。
- ③ 案内が充実していることは、地域の魅力をより伝えることができる状態といえるから。

◆目標値

①	指標名	新築住宅着工数				
	設定理由	新築住宅が増えることは、定住人口の増加、もしくは市外への流出を抑えていることになるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		130件	200件	200件	200件	200件
②	指標名	(仮想) 交流人口				
	設定理由	交流人口が増えていることは、地域の魅力が高まっていて移住・定住人口の増につながる状態であるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		502万人	504万人	506万人	508万人	509万人
③	指標名	地域ブランド調査の魅力度全国順位				
	設定理由	客観的に小諸市の魅力を測ることのできる指標であるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		201位	200位以内	200位以内	200位以内	200位以内

◆協働の方針（取組内容）

こもろ観光局が舵取り役となり、市民や行政、各種団体が連携し、それぞれの役割を明確にしながらそれぞれの責務を果たすことで、魅力ある地域づくりを実現する。

◆主な事業

観光振興事業／移住・定住促進事業／観光宣伝事業／都市農村交流推進事業

◆個別計画

観光地域づくりビジョン

## 【政策 5】生活基盤整備

### 【施策 5-1】

#### コンパクトシティのまちづくりを進め、中心市街地の魅力を再生します

主管課：都市計画課

関連課：商工観光課

#### ◆現状と課題

市庁舎・図書館等の公共施設、総合病院の整備が概ね平成 29 年度で完了するが、庁舎・病院等を利用する市民にとって飲食や買い物に利便性が高く、市を訪れる観光客等にとっては小諸駅を拠点に回遊できるような、魅力ある中心市街地となっていない。商業振興によるまち再生と、小諸駅、市庁舎周辺の都市的機能、重要文化財等歴史的資産がコンパクトにまとまる特徴を活かした、歩いて暮らせるまち、公共交通ネットワークで繋がるまちづくりを進める必要がある。

#### ◆方針（目的）

多極ネットワーク型コンパクトシティの理念のもと、公共施設、総合病院、商業施設や金融機関など、生活に必要な多様な都市機能が有機的に連携しあう、利便性の高い魅力ある快適に暮らせるまちづくりや、公共交通ネットワークが確立されたまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定し、計画に基づく施策・事業の推進を図る。併せて、小諸駅を拠点とし、懐古園や旧北国街道の重要文化財や歴史的建造物を活かした、回遊できる市街地の形成により、観光振興と移住・定住促進に繋げる。

#### ◆目標

- ① 策定された立地適正化計画に基づき、利便性の高いまちづくりが進んでいる状態。
- ② 空き店舗が活用されるなど、商業の活性化等により、多様な都市施設が有機的に機能している状態。
- ③ 徒歩で中心市街地を回遊でき、歴史的資産を活用したまち歩きができる状態。
- ④ 小諸駅を中心に、鉄道、バス等公共交通ネットワークが整備され、連結して機能している状態。

#### （目標設定理由）

- ① 計画によるまちづくりの推進が、中心市街地の魅力の再生に繋がるから。
- ② 買物や食事、医療といった生活の利便性の高いまちづくりが、賑わいの再生や移住・定住促進に繋がるから。
- ③ 回遊性の高いまちづくりにより、市民や観光客など、より多くの皆さんに来ていただける魅力が増すから。
- ④ まちの顔である小諸駅を拠点に、交通弱者や観光客の利便性がより高まるとともに、定住促進に繋がるから。

◆目標値

①	指標名	相生町商店街の歩行者数				
	設定理由	市庁舎、図書館、総合病院等と駅周辺の公園等を結ぶ相生町通りの徒歩による人の増加が、歩いて暮らせるまちづくりの成果と考えられるから				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		997人	1,052人	1,107人	1,162人	1,218人
②	指標名	本町通りの歩行者数				
	設定理由	本町通りの徒歩による人の増加が、中心市街地の回遊や歴史的資産を活用したまち歩きの成果と考えられるから				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		506人	531人	557人	584人	608人

◆協働の方針（取組内容）

市民や各種団体と一体となって、中心市街地の魅力再生に繋がるまちづくりの方向性を共有し、協力・連携してそれぞれの役割に沿った活動に取り組むよう図る。

◆主な事業

都市計画総務費運営費／都市計画総務費給与費／都市再生整備計画事業／まちづくり推進関連事業／県街路事業負担金／市営駐車場管理事業

◆個別計画

都市計画マスタープラン／立地適正化計画

## 【政策5】生活基盤整備

### 【施策5-2】

#### 新しい地域公共交通ネットワークを構築します

主管課：都市計画課

#### ◆現状と課題

民間公共交通の廃止や縮小傾向の加速化で、通勤通学手段が無くなりつつあるとともに、超高齢化社会の進展等により交通弱者が増加している。また、小諸駅を中心に市を訪れる観光客の移動交通手段がないといった状況にある。通勤・通学や交通弱者の移動手段を確保・維持するとともに、市を訪れた観光客等も利用できるよう、中心市街地やそれぞれの地域が公共交通で有機的に繋がっている安心して快適に暮らせるまちづくりを進める必要がある。

#### ◆方針（目的）

デマンド型予約制相乗りタクシー「こもろ愛のりくん」を基本に、様々な移動手段に対応した新しい地域公共交通ネットワークを構築する。また、持続可能な地域公共交通の仕組みづくりのために、利用者の要望等に沿った改善を図るとともに、運営組織や運営経費、受益者負担のあり方等を総合的に検討する。

#### ◆目標

- ① 自家用車等の移動手段のない市民が、公共交通網を利用して移動したいときに移動できる状態。
- ② 観光客等が公共交通を利用して観光地等を巡ることができる状態。
- ③ 利用者が満足するネットワークが構築され、かつ、公共サービスとして持続可能な運営となっている状態。

#### （目標設定理由）

- ① 交通弱者の移動手段を確保する必要があるから。また、過度に自家用車に頼ることなく、通勤・通学、通院や買物等に出かけることができるから。
- ② 鉄道、バス等が連結した利便性の高い公共交通の提供が、移住・定住や交流人口の増加につながるから。
- ③ 行政の財政負担や利用者（受益者）負担を含め適切な経費負担による運営が、持続可能な地域公共交通システムとなることから。

◆目標値

①	指標名	コミュニティ交通利用者数（延べ人数）				
	設定理由	利用者の増加が公共交通の利便性に対する評価と考えられるから				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		85,000人	86,000人	87,000人	88,000人	89,000人
②	指標名	こもろ愛のりくん・愛のりすみれ号の乗車率				
	設定理由	運行効率が上がることで運営経費が抑制され、持続可能な運営に繋がるから				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）
		35.0%	36.5%	38.0%	39.0%	40.0%

◆協働の方針（取組内容）

市民の積極的な活用を促し、事業者との連携により、利用者からの意見・要望等による見直しや改善を進め、利便性の高い公共交通の提供を目指す。

◆主な事業

交通対策費運営費／公共交通事業

◆個別計画

地域公共交通網形成計画／都市計画マスタープラン／立地適正化計画

## 【政策 5】生活基盤整備

### 【施策 5－3】

#### 社会基盤の整備と長寿命化を進めます

主管課：建設課

関連課：都市計画課

#### ◆現状と課題

道路・橋梁・河川は、必要な機能を維持するための修繕が中心となっており、生活道路の事業要望、幹線道路の舗装改良、橋梁の修繕・耐震補強、河川の護岸保全などは、計画的な整備ができてない状況である。国土地籍調査は、計画面積が過大になることから、計画の見直しが必要となっている。空家対策は、実態把握調査の結果を踏まえた「特定空家」の指定に伴い、その後をどうするかが課題である。

#### ◆方針（目的）

市内の社会資本については、必要な機能を維持しつつ、定期的に点検を行い、将来の維持・更新費用を抑制するため、長寿命化・老朽化対策を推進する。生活道路等の修繕は、将来の効率的な改修の検討をする。なお、新設道路は、道を活かす計画的な道路整備を行い、通行量・利用者等の少ない橋は、廃止・削減の方法を考える。国土地籍調査は、計画の見直しにより、最終年度を5年延長する。空家対策は、実態把握調査の結果に基づき、特定空家の指定と協議会の設置・運営を行うこととする。

#### ◆目標

- ① 通行の安全性が確保された状態。
- ② 橋梁が計画的に維持管理されている状態。
- ③ 空家が適正に管理されている状態。

#### （目標設定理由）

- ① 生活道路、通学路が整備されることにより、通行の安全が確保されるから。
- ② 橋梁点検を計画的に行うことにより、損傷の事前予測や劣化予測ができるから。
- ③ 空家が適正に管理されることにより、空家の利活用とともに、危険が回避されるから。

◆目標値

①	指標名	道路改良・改修要望への対応割合				
	設定理由	対応割合を維持することにより、最低限必要な道路機能を維持できるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		30%	30%	30%	30%	30%
②	指標名	橋梁点検実施件数				
	設定理由	橋梁を計画的に点検することにより、損傷の事前予測や劣化予測ができるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		25件	50件	72件	46件	
③	指標名	地域協働道ぶしんクリーン事業実施件数				
	設定理由	実施件数を維持することにより、官民協働での道路、河川の維持管理ができるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		156件	160件	160件	160件	160件

◆協働の方針（取組内容）

区、事業者が「地域協働道ぶしんクリーン事業」に取組み、官民協働による道路、河川の維持管理を行う。また、市民、PTA、区、事業者と除融雪に取り組み、特に、通学路の安全を確保する。

◆主な事業

国土地籍調査事業／市道維持補修事業／市単道路等整備事業／社会資本整備総合交付金事業／住宅耐震化事業／特定空家対策事業

◆個別計画

橋梁長寿命化修繕計画／耐震改修促進計画／公営住宅等長寿命化変更計画

## 【政策 5】生活基盤整備

### 【施策 5－4】

#### 安全な水道水の安定供給と持続的な安定経営を進めます

主管課：上水道課

#### ◆現状と課題

小諸市の水道水源は、湧水と深井戸のみで水量・水質共に安定した供給を行っているが、高度成長期以降に整備された施設が法定耐用年数を迎え始め、水道施設の老朽化が進んでおり、また人口減少問題により水道料金収入の減少も見込まれている。このため、施設の更新とその財源確保が大きな課題となっている。また、そうした水道事業の実態などを使用者へ適切に情報提供していくことも重要な課題である。

#### ◆方針（目的）

スケジュールに沿って平成 28 年度中に上水道事業基本計画を策定し、併せて水道ビジョンの見直し、経営戦略の策定を行い、将来も持続可能な水道事業の基盤を構築する。また、利用者に適切な情報提供を行い水道事業の理解度を深める。

#### ◆目標

- ① 上水道事業基本計画に基づいた施設整備、経営改革により、将来も持続可能な水道事業の基盤を構築するとともに、計画の進捗状況のチェック、業務状況の確認を行い、効率的な計画実施が図れる状態。
- ② 適切な情報提供により、水道利用者の水道事業に対する理解度が深まる状態。

#### （目標設定理由）

- ①②上水道事業基本計画は、水道事業全般を見直し、配水計画や水利用計画、経営戦略を含めた総合的な計画であり、この基本計画の確実な実行が水道事業の課題克服に直結するため。

## ◆目標値

	指標名	総収支比率（総収益／総費用）×100				
	設定理由	総収益と総支出の総体的バランスを見ることで、経営状況を判定できるため。				
①	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		114.2%	113.8%	112.1%	110.0%	110.0%
	指標名	管路更新率（その年度に更新された管路延長／管路総延長）×100				
	設定理由	安定経営を行う中で、管路施設への投資がどのくらいできたか判定できるため。				
②	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		0.05%	0.18%	0.30%	0.70%	1.00%

## ◆協働の方針（取組内容）

現在開催している市民懇談会を発展させた水道サポーター制度などを検討中。さらに、きめ細かい情報発信を行うことで水道使用者や水道業者などと目的意識の共有を図る。

## ◆主な事業

上水道事業

## ◆個別計画

環境基本計画／地域防災計画／新水道ビジョン

## 【政策5】生活基盤整備

### 【施策5-5】

#### 安全で安心な暮らしを実現する体制を充実させます

主管課：総務課

関連課：生活環境課／消防課

#### ◆現状と課題

共助のための「自主防災組織」について、未だ組織化できていない行政区があり、組織化されていても自主防災組織が主導して防災訓練を実施している区は半数以下である。異常気象による局地的な集中豪雨や大型台風の発生・上陸、大規模地震、浅間山の火山活動など、いざ有事の際に、被害を最小限にとどめる「減災」の取組強化が必要である。なお、第9次基本計画での取り組みにより、火災件数は減少傾向にあるが、住宅用火災報知器の設置率の低さが課題となっている。また、消防庁舎の老朽化と耐震性が不十分なため早急な対応が課題となっている。

#### ◆方針（目的）

地域全体で安全・安心なまちをつくるため、関係機関の連携強化と住民意識の高揚を図るとともに、老朽化した消防庁舎を再構築し、「災害に強いまちづくり」を進める。

#### ◆目標

- ① 市及び行政区で、それぞれの役割に応じた防災・防犯体制が構築され、全ての地域で様々な手段により防災行政情報を入手できる状態。
- ② 市民が避難方法や避難場所等を熟知している状態。
- ③ 防災、防犯意識が高まっている状態。
- ④ 交通事故発生件数が減少し、かつ、交通事故死亡者がゼロになり、安全で安心して暮らせる状態。

#### （目標設定理由）

- ① 地域の防災力の向上を図ること及び市等からの情報発信の手段を複数確保することで、市民への情報伝達力の向上が図れるから。
- ② 避難方法や避難場所等を熟知していれば、有事の際にスムーズに避難できるから。
- ③ 防災・防犯意識が高まれば、地域において主体的な役割を担ってもらえるようになるから。
- ④ 交通事故、特に死者が出るような重大事故を減少させられれば、安全で安心して暮らせるようになるから。

## ◆目標値

①	指標名	自主防災組織主導の防災訓練の実施率				
	設定理由	災害発生直後は、自助、共助が機能することにより被害を最小限にとどめることができる。そのためには、自主防災組織が非常時において有効に機能することが必要であり、毎年の防災訓練を実施することが有効であるため。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		48%	51%	55%	60%	65%
②	指標名	住宅用火災警報器の設置率				
	設定理由	消防法で設置が義務付けられている住宅用火災警報器の普及に努め、設置率が向上することにより、火災の際の被害軽減が図られるため。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		76.80%	80%	83%	86%	90%

## ◆協働の方針（取組内容）

区、関係機関等との連携により、安全、安心なまちづくりを推進する。

## ◆主な事業

防犯事業／防災対策費運営費／防災情報基盤整備・運用事業／非常備消防費運営費／交通安全対策事業

## ◆個別計画

地域防災計画／交通安全基本計画

## 【政策6】協働・行政経営

### 【施策6-1】

#### 協働によるまちづくりを推進します

主管課：企画課

#### ◆現状と課題

「小諸市自治基本条例」が市民の中へ十分に浸透しておらず、市民活動団体や区の活動についても、参加者の減少や高齢化、固定化が進んでいる現状にある。「小諸市自治基本条例」の理念である「参加と協働のまちづくり」への市民の理解を深め、その実践としての活動を活発にするかが課題である。

#### ◆方針

##### （目的）

自治基本条例の理念である「協働による市民主体のまちづくり」を推進するため、市民や関係者の理解を深め、自発的で主体的な活動を活発にする。

#### ◆目標

- ① 小諸市の自治の最高規範である「小諸市自治基本条例」が市民の中に浸透することにより、市民等が条例の理念を理解し、市民活動が活発に行われている状態。
- ② 区や市民活動団体等が自発的で主体的な公共活動を行うにあたり、適切な支援を受けられる状態。

##### （目標設定理由）

- ① 「小諸市自治基本条例」が市民の中に浸透することにより、市民等が条例の理念を理解し、実践されていれば、条例の理念である協働による市民主体のまちづくりが推進されるから。
- ② 区や市民活動団体等が自発的で主体的な公共活動を行うにあたり、適切な支援を受けられるようになっていれば、それぞれの主体が役割と責任を自覚し、特性を生かしながら、まちづくりに参画することが可能になるから。

## ◆目標値

①	指標名	小諸市自治基本条例があることを知っている市民				
	設定理由	あらゆる主体による協働を理念とする条例の認知度を高めたいから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		15.60%	19.20%	22.80%	26.40%	30.00%
②	指標名	市民参加型の会議等に参加したいと思う市民				
	設定理由	市民参加型の会議に参加したくない割合が半数を超えている現状であることから、適切な会議手法等の実施により、市民の参加意欲を高めたいから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		25.80%	26.85%	27.90%	28.95%	30.00%
③	指標名	区等で開催される行事や活動に参加したいと思う市民				
	設定理由	参加者が高齢化・固定化している現状において、特に若い年代での参加意欲を高めたいから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		42.40%	44.30%	46.20%	48.10%	50.00%

## ◆協働の方針（取組内容）

市民に対し計画段階からの参加機会を確保する。「ぼらせんこもろ」と連携を図り、各種団体の参加機会をつくり、区長会や各地区での活動の充実を図る。

## ◆主な事業

市民協働推進事業／市民活動支援事業

## ◆個別計画

市民活動支援・推進のためのアクションプラン

【施策 6-2】

行政マネジメントシステムの継続的な改善と円滑な運用を図ります

主管課：企画課

関連課：総務課

◆現状と課題

第9次基本計画の策定に伴い、計画・予算・人事・評価が連携した「行政マネジメントシステム」の構築を進め、平成25年度に開始した運用の中で、各職場での自律性という点では不十分であるものの、取り組みは緩やかに定着しつつある。特に、システムとして計画と予算・決算の連動性は高まっているが、今後は自律的な取り組みの定着に向けた職員の意識向上が必要であり、実行計画と連動した新たな人事評価制度も含め、人事との連携による基盤整備が課題である。

◆方針

(目的)

戦略的で効率的・効果的な市政経営を推進するため、その仕組みとなる「行政マネジメントシステム」のシステム自体の改善と円滑な運用を図り、継続的な事務改善により行政の生産性を向上させる。また、そのようなシステム運用の基盤として『価値前提』（理念や方針といった組織の“あるべき姿（組織が重視する価値観）”を明確にし、その実現をめざして意思決定や判断を行うという考え方）の組織風土の醸成をめざし、自ら考え、行動し、問題解決する自律した職員の育成に努める。

◆目標

- ① 総合計画を基軸とした「計画～予算～実施～評価～改善」という、いわゆるPDCAサイクルを回すマネジメントシステムが構築され、管理監督者のリーダーシップのもとで自律的に運用されている状態。
- ② 職場内でそれぞれの役割や思いが共有され、各職員が価値前提に基づいた住民主体の考え方で、自律的に一丸となって生き活きと働いている状態。

(目標設定理由)

- ① 「計画～予算～実施～評価～改善」というPDCAサイクルを回すマネジメントシステムが構築され、管理監督者のリーダーシップのもとで自律的に運用されていることが、戦略的で効率的・効果的な市政経営の推進に寄与するから。
- ② 各職員が価値前提に基づいた住民主体の考え方で、自律的に一丸となって生き活きと働いていれば、行政マネジメントシステムの基盤となる組織風土が醸成されるから。

◆目標値

①	指標名	庁内マネジメント浸透度（職員意識調査結果）				
	設定理由	職員意識調査の中から組織マネジメントの浸透度に関連し、かつ、現状値が比較的劣っている5項目の平均値を指標とし、これを計画期間内に一定程度引き上げたいから。（5段階評価で数値が小さいほど高評価）				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
		3.057	3.040	3.030	3.020	3.000
②	指標名	職員の自律度（職員意識調査結果）				
	設定理由	職員意識調査の中から各職員の自律に関連する項目の平均値を指標とし、これを計画期間内に一定程度引き上げたいから。（5段階評価で数値が小さいほど高評価）				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
		2.809	2.800	2.790	2.780	2.770

◆協働の方針（取組内容）

市長政策（こもろ未来プロジェクト）の着実な展開に向けて、情報戦略の推進体制を整備し、これまで以上に、市民、区、各種団体等との情報共有を図るために、広報紙やホームページ、テレビ番組等を通じた市政に関する情報発信を強化するとともに、市長との懇談会等の広聴事業も積極的に取り組む。

◆主な事業

行政経営事業／庁内情報システム運用事業／職員厚生費／職員研修費／ふるさとPR事業／広報広聴事業

◆個別計画

## 【政策6】協働・行政経営

### 【施策6-3】

財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます

主管課：財政課

#### ◆現状と課題

懸案の大型事業は終了したが、今後も公共施設の老朽化対策などの大型事業が控えており、社会保障関係費も右肩上がりで見込まれる。その一方、歳入面は人口減少による税収減や地方交付税の減額などが見込まれ、財政規模の縮小は避けられない状況にある。現時点の財政状況は概ね良好と判断されるが、今後も健全財政を維持していくためには、財政規律の遵守と市税を中心とする自主財源の確保・強化、公共施設等総合管理計画の着実な実行が課題である。

#### ◆方針（目的）

当面の課題となっている事業や市民生活を支える財政需要に的確に対応しつつ、将来にわたり健全財政が維持できるよう「基金や市債に依存した財政構造からの回避」を最優先事項として財政規律を遵守し、長期的な視点に立った効率的・効果的な財政運営を行う。

#### ◆目標

- ① 財政規律を遵守した予算編成・予算執行が行われている状態。
- ② 「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画に基づいた公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた取り組みが進められている状態。
- ③ 公平・公正な入札・契約により、適正な公共調達・公共工事が実施されている状態。

#### （目標設定理由）

- ① 財政規律を確立し、それを遵守することで健全財政が維持できるから。
- ② 計画を着実に進めることで、公共施設の最適化と将来の財政負担の軽減を図ることができるから。
- ③ 適正に実施することで競争性が確保され、経費の削減と適正な施工、成果物の品質確保が図られるから。

## ◆目標値

①	指標名	年度末基金残高（一般会計・定額資金運用基金を除く）				
	設定理由	（第10次基本計画の財政目標を準用）				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
		77億円	56億円以上	56億円以上	56億円以上	56億円以上
②	指標名	年度末市債残高（一般会計・元金）				
	設定理由	（第10次基本計画の財政目標を準用）				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
		173億円	190億円以下	190億円以下	190億円以下	190億円以下
③	指標名	実質公債費比率				
	設定理由	（第10次基本計画の財政目標を準用）				
	目標値	平成27年度（現状値）	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
		10.0%	11.5%以下	11.5%以下	11.5%以下	11.5%以下

## ◆協働の方針（取組内容）

財政見通しの公表により、市の財政状況について市民の理解を深める。

また、公共施設総合管理計画の実行計画は、計画の目的について市民の合意形成を図りながら進める。

## ◆主な事業

財政管理費運営費／財産管理費運営費／普通財産管理費／公共施設等総合管理計画事業／車両管理費運営費

## ◆個別計画

公共施設等総合管理計画

## 【政策6】協働・行政経営

### 【施策6-4】

#### 市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保を図ります

主管課：税務課

#### ◆現状と課題

少子化・高齢化・人口減少の進展による税収の減少が予測されており、今後さらに高齢者や年金受給者などの経済的弱者が増えることによって滞納の増加にも繋がると懸念される状況である。

#### ◆方針（目的）

財政の健全化と市民負担の公平性を確保するため、市税の自主納付の促進と納期内納付の促進に努めるとともに、納税意識の働きかけを強化する。そのような取り組みの前提として、税の意義や仕組みに対する職員の知識を高め、市民等に、課税内容についてよりわかりやすく説明できるようにし、納税に対する確かな理解を得る。また、市民の所得向上などの各種施策により、安定した自主財源である市税収入の確保を図る。

#### ◆目標

- ① 市民等の税金の意義に対する理解が深まり、納期内納付が向上している状態。
- ② 職員の税制に対する専門的な知識を高める中で、市民等に一人ひとり丁寧に対応できる職員体制が構築されている状態。

#### （目標設定理由）

- ① 税金の意義について納税者の理解を深め、納税に対する社会的使命感をより感じられるようにすることで、収納率が向上し、税財源の確保が図られるから。
- ② 職員の税制に対する専門的な知識を高め、市民等に課税内容の意義や根拠をわかりやすく丁寧に説明することで納税に対する確かな理解が生まれ、自主納付へ繋がるから。

## ◆目標値

	指標名	市税現年度収納率				
	設定理由	自発的な納税の定着が図られることにより、収納率の向上につながるため。				
①	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		98.93%	98.98%	99.03%	99.08%	99.13%

## ◆協働の方針（取組内容）

法人会・青色申告会などの自主的な、会員を対象とした税務に関する資質向上の講習会や研修会の支援を行う。

また、租税教育推進協議会、納税貯蓄組合連合会の構成団体と協力して、次代を担う児童・生徒を対象とした、租税教室の開催や、中・高校生を対象に、「税についての作文」を募集し租税教育の推進及び啓発活動を行う。

## ◆主な事業

賦課徴収費運営費／ふるさとPR事業

## ◆個別計画

## 【政策 6】 協働・行政経営

### 【施策 6－5】

#### 来庁者サービスの改善を図ります

主管課：総務課

#### ◆現状と課題

平成 27 年 9 月の新庁舎供用開始以降、庁舎 1 階での窓口サービスの集約化を行い、来庁者サービスは改善が図られている。一方、庁舎建物の地下に市営駐車場があることから、高齢の来庁者が、駐車した場所が分からなくなった等の事例が続発した。平成 29 年 12 月には小諸厚生総合病院が開院予定であり、更なる混乱が予想されることから、その対応策が急務である。

#### ◆方針（目的）

「市役所は地域で最大のサービス業」であることを全職員が意識し、庁内サービスをより効果的に提供するため、職員の接遇意識の向上やシステムの活用による業務の効率化を図るとともに、窓口業務と相談業務の充実を図る。また、市営駐車場等の利便性の向上を図る。

#### ◆目標

- ① 窓口で受付けした事務が、正確かつ迅速に処理でき、来庁した市民が気持ちよく目的が果たせる状態。
- ② 市民が不安を感じたり、トラブルにあった時に、市役所の窓口で気軽に相談ができる状態。
- ③ 来庁者が、市営駐車場から目的地（市役所、厚生病院）へスムーズに往来ができる状態。

#### （目標設定理由）

- ① 窓口で受付けした事務が、正確かつ迅速に処理でき、来庁した市民が気持ちよく目的を果たすことができれば、市民の満足度が高まるから。
- ② 市民が不安を感じたり、トラブルにあった時に、市役所窓口で気軽に相談ができ、必要な情報を得られることができれば、安心して生活することができるから。
- ③ 駐車場から目的地にスムーズに移動ができれば、ストレスなく目的を達成でき、市民の満足度が高まるから。

## ◆目標値

①	指標名	市役所窓口・相談等のサービスに対する市民満足度（「不満」「やや不満」の合計）				
	設定理由	市役所での窓口・相談等のサービスに不満を感じている人の割合が低くなれば、サービスの改善が図られたと考えられるから。				
	目標値	平成27年度(現状値)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
		20.90%	20.00%	18.00%	15.00%	12.00%

## ◆協働の方針（取組内容）

広聴事業等を通じ、来庁者が求めるサービスの把握に努め、日々改善に努める。

## ◆主な事業

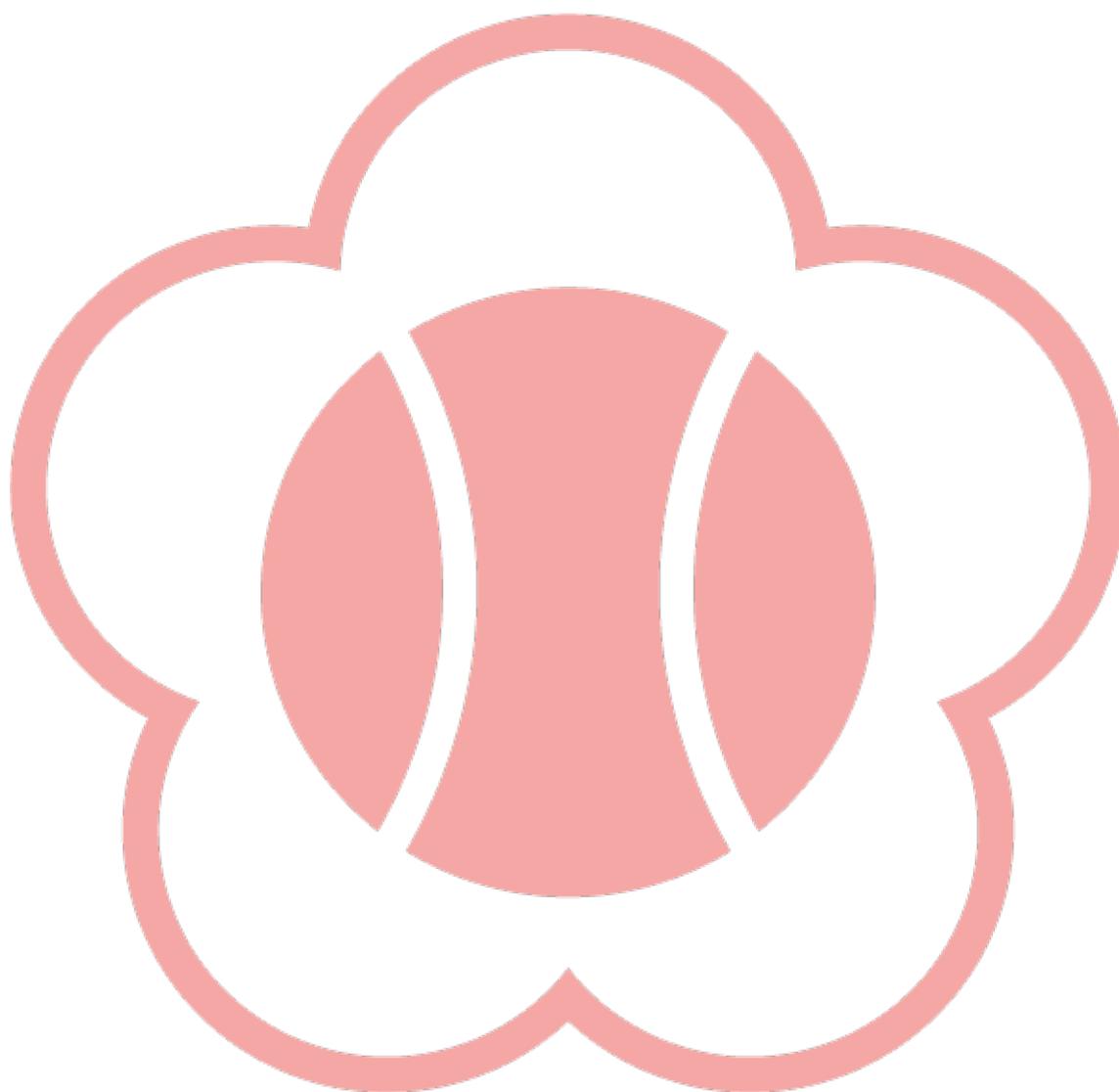
庁舎管理費／住民情報システム運用事業／文書費／市民相談事業

## ◆個別計画



# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 3 部 資料集



## ◆小諸市役所行政経営方針

### 小諸市役所 行政経営方針

平成 29 年 1 月

#### 基本理念

小諸に元気と誇りをとりもどすために、今まさしく取り組むべき事項を的確に見極め、困難からも逃れない強い決意と情熱をもって、市民とともに、市民のための行政経営を進めます。

#### 【仕事宣言】 もっと新鮮に、そして簡素に

1. 何事にも親切・誠実に対応し、迅速かつ粘り強く行動します。
2. 前例にとらわれず、周到な準備と創意工夫によるカイゼン（改善）に努めます。
3. 受け手である市民の発想と着眼点を常に意識し、市民サービスの向上を図ります。

#### 基本方針

##### (1) 戦略的で効率的な行政経営の推進

全体最適の考え方で総合的にマネジメントを行い、各課の目的・目標に基づく管理により、コスト意識を持った事務事業の見直し・改善を継続的に図ることで、効率的な行政経営を推進する。

##### (2) 組織の総合力で市民サービスを向上

部・課・係内でのコミュニケーションを強化し、職場内の風通しを良くするとともに、各職場でチームプレーを構築し、チームの総合力により最高の市民サービスを提供する。

##### (3) 市民との協働により地域の課題を解決

地域の身近な課題の解決に市民と一緒に取り組むため、「地域の皆さんの持つチカラ」を活かし増幅していくことにより、「協働のまちづくりの体制構築」を推進する。

##### (4) 事業活動におけるコンプライアンス（法令遵守）

各種事業の計画策定・施行にあたっては、事業活動におけるコンプライアンス、行政としてあるべき倫理観を全職員で共有するとともに、関係法令及び協定等を遵守する。

##### (5) 緊急事態に迅速に対応できる体制の整備

自然災害、人為的災害等の緊急事態に備え、具体的な危機管理体制の整備を進めるとともに、迅速な対応を可能とするため職員の訓練を計画的に行う。



◆施策別個別計画一覧表

施策No.	個別計画	所管課
【1-1】	教育振興基本計画	学校教育課
【1-2】	教育振興基本計画 子ども・子育て支援事業計画	子ども育成課
【1-3】	教育振興基本計画 スポーツ推進計画 読書活動推進計画	生涯学習課
【1-4】	教育振興基本計画	生涯学習課
【1-5】	教育振興基本計画 部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画 男女共同参画こもろプラン	人権政策課
【2-1】	ごみ処理基本計画 分別収集計画 一般廃棄物処理実施計画	生活環境課
【2-2】	環境基本計画 共に取り組むCO2削減計画こもろ(地球温暖化対策地域推進計画)	生活環境課
【2-3】	環境基本計画 「水循環・資源循環のみち2015」構想 生活排水処理計画 社会資本総合整備計画 地域防災計画 公営企業経営健全化計画 経営戦略	下水道課
【3-1】	健康づくり計画(げんき小諸21) 特定健康診査等実施計画 スポーツ推進計画 保健事業実施計画(データヘルス計画) 第2次食育推進計画	健康づくり課
【3-2】	障がい者プラン(障害者施策に関する第4次福祉行動計画) 障がい者福祉計画	厚生課
【3-3】	高齢者福祉計画 介護保険事業計画	高齢福祉課
【4-1】	農業振興地域整備計画 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 森林整備計画	農林課
【4-2】	(なし)	商工観光課
【4-3】	観光地域づくりビジョン	商工観光課
【5-1】	都市計画マスタープラン 立地適正化計画	都市計画課
【5-2】	地域公共交通網形成計画 都市計画マスタープラン 立地適正化計画	都市計画課
【5-3】	橋梁長寿命化修繕計画 耐震改修促進計画 公営住宅等長寿命化変更計画	建設課
【5-4】	環境基本計画 地域防災計画 新水道ビジョン	上水道課
【5-5】	地域防災計画 交通安全基本計画	総務課
【6-1】	市民活動支援・推進のためのアクションプラン	企画課
【6-2】	(なし)	企画課
【6-3】	公共施設等総合管理計画	財政課
【6-4】	(なし)	税務課
【6-5】	(なし)	総務課

## ◆用語解説

## 子育て・教育

**梅花教育**

梅の花は、冬の厳しい風雪に耐えてこそ、初春に美しい花を咲かせ、かぐわしい香りを発する。これは、「苦難や試練を耐えて乗り越えれば、大きく見事な成長が待っている」という比喻で、西郷隆盛が詠んだ漢詩の一節「耐雪梅花麗（雪に耐えて梅花麗し）」に由来する。「梅花教育」とは、この「雪に耐えて梅花麗し」という言葉に象徴される精神、そこに込められた強い精神力と学びへの思い、教職員の高い指導力、まちを挙げて教育に取り組む風土や教育を大切にする人々の気持ち、それらの「総体」をいう。小諸では、この「梅花教育」の伝統が、明治時代から連綿と受け継がれている。

**アクティブラーニング**

単方向的な講義形式の授業とは異なり、実際にやってみたり意見を出し合ったり考えたりして学ぶ「能動的（アクティブ）な学習（ラーニング）」のこと。文部科学省では、今後の初等中等教育において、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろん、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要であり、アクティブラーニングを推進するとしている。具体的な内容としては、体験学習や調査学習、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなどがある。

**信州型コミュニティスクール**

これまでに各地域で行われてきた学校を支援する取組みを土台にして、新たに地域住民が学校運営参画、学校支援、学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みのこと。長野県が提唱しているもので、学校と地域住民やボランティアで組織する「運営委員会」を通じて、学校と地域が考え方や課題を共有しながら、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域と共にある学校を目指している。

**ファミリーサポートセンター事業**

地域において育児や児童の預かりの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターが相互援助活動に関する連絡、調整を行う会員制の仕組み。地域全体で地域に住む子どもや子育て世帯を見守り、共に育てていくことで、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指している。市町村が運営主体となってセンターを設置し、業務を実施する。

**セーフティネット**

元来は、高所から誤って落下した時の安全を確保するために張られた網（ネット）を意味する言葉。社会保障における概念として、網の目のように救済策を張ることにより、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みをいう。

## 環境

### 循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。生産や消費を抑え、ごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという 3R (Reduce、Reuse、Recycle) を推進することで、地球と環境の自然な循環を尊重するやさしい社会を構築するため、平成 12 (2000) 年に成立した循環型社会形成促進基本法をもとに、ゴミ処理量低減や資源生産性の向上などの数値目標を設定し、国全体で積極的に推進している。

### ISO14001

国際標準化機構 (ISO) によって制定されている環境マネジメントシステムに関する国際規格。組織 (企業や自治体など) が、自らの活動・製品およびサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していく PDCA サイクルを構築することが要求されている。この中で、有害な環境影響 (環境への負荷) の低減、有益な環境影響の増大、組織の経営改善および環境経営が期待されている。

### エコアクション 21

環境省が策定したガイドラインで、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定している。また、認証・登録制度として、このガイドラインに基づいた取り組みを行う事業者を、エコアクション 21 中央事務局が審査し、認証・登録している。

### 生物化学的酸素要求量 (BOD)

生物化学的酸素消費量とも呼ばれ、汚水処理では最も一般的で重要な水質指標のひとつである。主に略称の BOD が使われ、単位は一般的に『mg/L』で表される。汚水中の有機物 (汚物) が、一定時間中に好気性微生物 (有機物などの栄養源を空気中の酸素で酸化して、生育、増殖する微生物) の生物化学的反応によって分解される時に消費される酸素量のことをいう。

### 普及率/汚水処理人口普及率/汚水処理率 (下水道関連指標)

#### 【普及率】

通常は処理人口普及率といい、対象とする処理区域内の人口に対して下水道 (下水道法で定める狭義の下水道で主に公共下水道) を利用できる (接続可能) 人口の比率。

#### 【汚水処理人口普及率】

行政人口に対して、下水道 (農業集落排水や合併浄化槽を含める広義の下水道) を利用できる (接続可能) 人口 (浄化槽区域においては利用 (接続) している人口) の比率。

#### 【汚水処理率】

快適生活率、接続率とも言う。行政人口に対して、宅内排水設備工事を行い、実際に下水道 (農業集落排水や合併浄化槽を含める広義の下水道) を利用 (接続) している人口の比率。

## 健康・福祉

### 二次救急医療

現在の救急医療制度は、都道府県が作成する医療計画に基づいており、「重症度」に応じて初期（一次）、二次、三次救急医療の 3 段階体制とされている。このうち、二次救急医療は「入院治療を必要とする患者」に対応する機関のことである。なお、初期救急医療は「入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者」への対応機関、三次救急医療は「二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者」への対応機関である。

### 健康寿命

日常的・継続的な医療・介護に依存せず、自分の心身で生命を維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。世界保健機関（WHO）が 2000 年に新しく提唱した概念で、健康寿命が高いほど、また、寿命に対する健康寿命の割合が高いほど、寿命の質が高いと評価され、結果として医療費や介護費の削減に結び付くとしている。厚生労働省でも、「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動（スマート・ライフ・プロジェクト）を展開するなど、健康寿命の延伸を重要な政策目標としている。

### まいさぼ小諸

何らかの困難を抱えて困窮されている人に対して、暮らしや就労に関する総合的な相談事業を行う、ワンストップ型の相談支援拠点機関。平成 27（2015）年 4 月、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い設置された。長野県内の福祉事務所設置自治体（市）では、「生活就労支援センターまいさぼ〇〇」（「まいさぼ」は、「マイサポート」の略語）という共通の名称での「自立相談支援機関」を設置しており、小諸市では、小諸市社会福祉協議会への委託により『小諸生活就労支援センター「まいさぼ小諸」』を設置し、相談支援業務を行っている。支援内容としては、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金の相談・受付などがあり、このうち、「自立相談支援事業」では、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成して、他の関係機関とも連携しながら、自立に向けた支援を実施している。

### 地域包括ケアシステム

「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と定義される。厚生労働省では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、地域包括ケアシステムの構築を推進している。

### 介護予防・生活支援サービス

高齢者が要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援するサービス。対象者は要支援 1・2 の認定者もしくは 65 歳以上で基本チェックリストにより事業対象者と判定された者。介護予防・生活支援サービスは「訪問型サービス」と「通所型サービス」で構成される。

## 産業・交流

### 6次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。『1次（生産）×2次（加工）×3次（販売）＝6次産業化』という意味の造語。農林漁業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として活性化し、農林漁業の産業としての可能性を広げようとするものである。

### 交流人口

その地域に訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人、つまり「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念である。地域活性化のためには、人口の増加が重要であるが、少子高齢化の進展により特に地方都市においては定住人口の増加が困難となり、地域外からの旅行者や短期滞在者といった「交流人口」を増やすことが注目されている。

### 小諸市観光地域づくりビジョン

観光を基軸に地元を活性化する「観光地域づくり」に取り組むことを目指し、策定された計画。平成25（2013）年度より市民団体や民間企業の代表者で構成する検討会を設置し、議論を重ねた結果として、平成28（2016）年2月にまとめられた。「観光地域づくり」とは、観光事業者や公共団体のみによる観光地としての発展をめざすのではなく、住民が観光を使って楽しく地域づくりに取り組み、住民にとっても観光交流客にとっても魅力ある、「住んでよし、訪れてよし」の地域を維持、形成していくこととしている。そのためには、一人ひとりの住民が自ら小諸市の魅力を再認識し、より誇りをもって統合的にその価値を全国、世界に発信し、観光地間・地域間の競争に勝ち残っていく必要があり、各自バラバラに活動するのではなく、同じ思いを持ち、オール小諸で「観光地域づくり」に取り組むことを目指している。

### こもろ観光局

「小諸市観光地域づくりビジョン」の強力な推進組織として設立された一般社団法人。観光地域づくりビジョンで掲げる基本戦略の一つ、「観光推進体制の再構築」の一環として2016（平成28）年11月に設立された。観光事業者、商業、農業、交通、金融、福祉、行政などの幅広い組織の関係者で形成され、住民も含めたオール小諸での「観光を軸にした地域づくり（観光地域づくり）」を推進するための「かじ取り役」が期待されている。当面、観光を中心とした一元的な情報発信、「滞在プログラム」の開発、小諸ならではの「土産品」の発信といった事業に取り組むこととしている。

### インバウンド

海外から日本へ来る観光客のこと。また、訪日外国人旅行、訪日旅行のこと。インバウンドという言葉の原義は、「入ってくる、到着する」という意味の英語の形容詞で、「中に入ってくる」という意味から、旅行業界において「国内に入ってくる旅行」という意味で「インバウンドツーリズム」として使われる。これが略されて、日本に入ってくる旅行、つまり「訪日外国人旅行」のことをインバウンドと呼ぶことが一般的になった。現在、政府では、訪日外国人旅行者を2020年に現在の2倍の4000万人、2030年には同3倍の6000万人に増やすとの目標を掲げ、観光庁の訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）など、様々な政策を展開している。

### チャレンジ起業相談室

新たに事業を始めようとする人が抱える様々な課題や疑問点について、無料で相談に応じるなど、独立して創業・起業を志す人をサポートするための支援拠点。小諸商工会議所で設置している。創業・起業における、業種・業態選びからビジネスプラン・事業計画書の作成、資金調達、会社設立のための手続きなど、様々な課題や疑問点に対して幅広く、適切な指導や助言を行う。また、創業に必要な基本的知識を短期間で体系的・網羅的に学ぶことができるセミナーや、創業後のアフターフォローとしての相談業務なども実施している。

### シティプロモーション

シティプロモーションという言葉には、地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれるが、一般的には、地域の持続的な活性化に向けて、観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的に、地域の魅力を発見・発掘し、内外に効果的に発信することで、地域の知名度やイメージの向上を図るための継続的な活動のこととされる。単に地域の名前が有名になるだけでなく、地域の活性化につながる事が重要であり、地域外だけではなく、地域の中にもしっかり情報が発信され、住民や出身者などに対しても地域の魅力を訴求する必要がある。

## 生活基盤整備

### コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、市街地が集約・活性化され、諸機能が比較的小さなエリアに高密度で詰まっている都市形態、もしくはそれを目指した都市政策のこと。今後見込まれる急速な人口減少により、地方都市では拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。こうした中で、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進するため、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導し、限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現しようとするものである。また、コンパクトシティの形成と並行して、これと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成が必要となる。(国土交通省では「コンパクト(シティ)+ネットワーク」と呼称している。)

### 立地適正化計画

平成26(2014)年8月施行の改正都市再生特別措置法に基づき策定される計画。人口の急激な減少と高齢化を背景として、あらゆる世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっている。こうした中、様々な都市機能や住居等がまとまって立地し、高齢者などの住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要であるとの考え方にに基づき、この改正法の中で初めて「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携が具体的に措置された。計画には、「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」などの区域の他、基本的な方針、その他必要な事項を記載する。このうち、「都市機能誘導区域」は医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約し、これらサービスの効率的な提供を図る区域で、区域内へ立地を誘導すべき都市機能増進施設も設定する。また、「居住誘導区域」は、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域となる。

### デマンド交通/デマンド型交通

デマンドとは「要求、需要」という意味で、デマンド(型)交通は、正式にはDRT(Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム)と呼ばれ、利用者の需要に応じて、事前予約により運行する輸送サービスのことをいう。決まった経路を走る路線バスと、必要な時に呼ぶタクシーの中間的な位置にある交通機関となる。セダントタイプの乗用車やワゴン車などで運用されることが多く、乗り合い方式を採用している点が一般のタクシーとは異なる。運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行方式が存在する。路線バスは近年、利用者が減少し続け、タクシーは使い勝手がよいものの、誰もがいつでも気軽に利用できる交通手段とは言えない。また、いわゆるコミュニティバスも利用者1人当たりの輸送コストが増え、地方自治体の財政を圧迫しつつある。こうした中、デマンド交通が注目され、公共交通空白地域の解消や財政負担の軽減策として導入事例が増加している。

### 自主防災組織

災害対策基本法で規定されている、地域住民による任意の防災組織のこと。小諸市では、区を単位とし、これによりがたい場合は町内会又は町内会の連合体を単位にして、設置を推進している。防災対策の基本は、「①自助…自分の命は自分で守る」「②共助…家族、職場や地域社会が協力してお互いを守る」「③公助…行政による救助・支援」の3つとされ、自主防災組織は、このうちの「共助」の中核を担う組織となる。自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者(高齢者、子ども、障がい者、傷病者や外国人など手助けが必要な人)への対応における成果が期待され、また、日常の活動を通じて地域の連帯感の強化も期待されるなど、近年、その重要性を増している。

## 協働・行政経営

### 小諸市自治基本条例

市民が主役の自治（まちづくり）を進めていくために、その理念や基本原則、まちづくりに関わる主体それぞれの役割や責任、市政運営の基本的なルールなどを定めたもの。平成 19（2007）年度から平成 21（2009）年度にかけ、市民、議員、市職員の協働による検討、策定作業が進められ、平成 22（2010）年 4 月に施行された。「自治基本条例」は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めるものとして、全国の自治体で条例制定が進められており、「自治に関する最高規範」との位置付けから、「自治体の憲法」とも言われる。「小諸市自治基本条例」では、「市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくること」を基本理念とし、「①市民主体の原則」「②参加と協働の原則」「③情報共有の原則」の 3 つを基本原則としている。そして、この理念と原則に基づき、「各主体の権利・役割・責務」「市政運営の枠組み」「参加と協働の仕組み」「住民投票」などについて規定している。

### ぼらせんこもろ

市民活動（営利を目的としない、公益的で自主的な活動）を総合的に支援するとともに、その推進を図るため、様々な業務を行う拠点施設。「ぼらせんこもろ」は愛称で、正式名称は「小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター」。市民活動に関して、情報の収集・提供・発信、相談受付、活動の促進・支援といった業務の他、会議室や印刷機などの施設・設備の貸し出しを行っている。センターは市の施設であるが、運営は小諸市社会福祉協議会に委託している。

### PDCA サイクル

営利や非営利を問わず、様々な組織が行う一連の活動を、それぞれ「Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）」という観点から管理するビジネス・フレームワーク（経営戦略や業務改善、問題解決などに有益な分析手法や考え方の枠組み。）。計画、実行、評価、改善のプロセスを繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという概念。

### 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合として過去 3 年間の平均値で表したもので、地方公共団体の収入に対する実質的な借金の割合となる。平成 18（2006）年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い、従来からの指標「起債制限比率」では反映されなかった、公営企業や一部事務組合の公債費などの公債費類似経費も含めた「より実態に近づけた指標」（総務省地方債課）として、新たに導入された財政指標。この値が 18%以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。さらに、実質公債費比率が 25%以上になると、単独事業のために債権を発行することができなくなる。

### 公共施設等総合管理計画

「将来に渡り必要な行政サービスを継続して提供する」ために、小諸市が保有する公共施設等の長期的な維持管理や運営方法に関する方針を定める計画。市が保有する公共施設等（市庁舎や学校といった「公共施設」と、道路や橋梁、上下水道といった「インフラ施設」など）の多くが、老朽化の進行に伴い更新の時期を迎えている。しかし、今後の財政見通しや人口推計などを踏まえると、全てを今までと同じように更新することは難しい状況であることから、本当に必要な施設を維持していくために策定するものである。平成 29（2017）年 3 月までに計画を策定し、それ以降は、計画で定めた方針に基づき、個別の施設ごとに「施設の複合化や統廃合、長寿命化、更新」などを検討のうえ、個別計画を策定し実行していく予定である。

## ◆策定根拠となる条例（小諸市自治基本条例一部抜粋）

平成 22 年 3 月 30 日

条例第 1 号

### 第 3 章 市政運営

#### （市長の公約）

第 17 条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年 1 回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。

#### （総合計画）

第 18 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させます。

3 市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年 1 回以上市民に分かりやすく公表します。

4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

#### （財政運営）

第 19 条 市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

#### （行政評価）

第 20 条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。

#### （附属機関等）

第 21 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。

4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

#### （情報公開及び説明責任）

第 22 条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

## ◆策定方針

### ○ 財政規律の確保

- ・ 基本計画の内容及び運用プロセスの中に財政規律のメカニズムを組み込み、予算の裏づけのある政策選択が可能な計画とします。

### ○ 個別計画の総合化

- ・ 可能な限り個別計画との同時策定を行い、また、同時策定が困難な場合でも個別計画の内容の一部見直し等により、個別計画で設定している目標や目標値などの内容との整合を図ることで、あらゆる個別計画を総合化します。

### ○ 組織横断的な経営戦略の立案

- ・ 一つのセクション（部署）では対応が困難な課題に対し、組織全体としての対応策をまとめるとともに、各セクション（部署）の具体的な役割分担を明確にし、組織横断的な経営戦略を示します。（各事業別の主管課と関連課の見える化等）

### ○ 目標管理による展開

- ・ 総合計画を核に、様々な制度や仕組みが連動したトータル・マネジメント・システムを進化し、施策を組織や個人の目標（人事評価制度）として展開できる計画とします。

### ○ 市長任期との整合

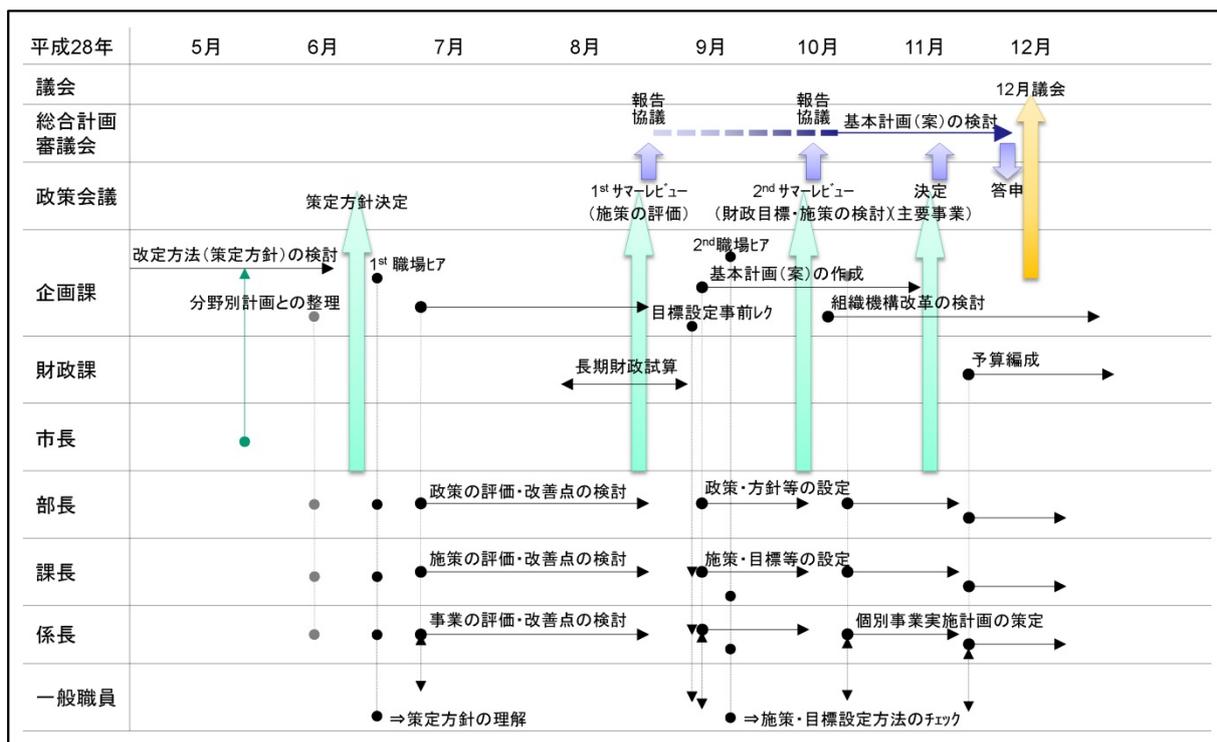
- ・ 総合計画に市長公約をすべて反映させるとともに、市長任期と基本計画の計画期間を完全に一致させるために、基本計画の計画期間を平成 28 年度から平成 31 年度の 4 年間とし、これまで以上に市長任期と基本計画の整合性を高めます。

## ◆策定経過

「第10次基本計画」の策定にあたっては、第9次基本計画の取り組み全般の評価により、運用目的を第9次基本計画に引き続き、行政マネジメントのための計画と位置づけ、第5次基本構想に基づいた「行政の計画」として、基本構想で定めた行政の役割を具現化するとともに、基本計画を核とし、計画、予算、実施、評価、改善を一連の流れとして捉え、トータルに運用する行政マネジメントシステムの更なる進化をめざすこととした。また、平成28年4月に新たに就任した小泉市長の任期に合わせ、市長公約をすべて反映させるとともに、市長任期と基本計画の計画期間を完全に一致させることなどにより、これまで以上に市長任期と基本計画の整合性を高めることをめざして策定を進めた。

策定作業は、小泉市長の就任を受けて、策定方針の検討、決定を行い、この方針に基づき、市の理事者と部長等から成る政策会議のメンバーが集中的に議論する「政策戦略立案会議」を中心に作業を進めた。まず、第9次基本計画の過去3年間の取り組みを踏まえ、政策・施策・事業の評価と改善点の検討を行い、この評価結果を「成果説明書」としてまとめ、総合計画審議会や9月議会に提出し、協議した。続いて、長期財政試算に基づいて4年間の財政目標を設定し、そのうえで、政策・施策の立案を進めた。政策・施策については、審議会や議会での成果説明書に関する議論を踏まえ、第5次基本構想の「まちづくりの柱」の政策分野単位で、行政の取り組み姿勢を示す「政策」を策定し、そして、それらを実現するための手段として、「施策」を順次立案した。

総合計画審議会においては、10月の諮問以降、4回にわたって会議が開催され、慎重かつ真摯な審議を経て、11月18日に答申となり、これを踏まえ市としての成案とした。この成案について、平成28年12月小諸市議会へ上程し、「第10次基本計画審議特別委員会」での審議を経て、最終的に同議会での議決をもって、第10次基本計画の確定となった。



◆総合計画審議会への諮問書

28 企 第 597 号

平成 28 年 10 月 24 日

小諸市総合計画審議会  
会長 西村 廣一 様

小諸市長 小泉 俊博

小諸市総合計画について（諮問）

このことについて、小諸市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり  
諮問します。

記

1 諮問内容

小諸市総合計画「第 10 次基本計画」の策定について

2 諮問理由

小諸市では、「小諸市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な行政経営を図る  
ため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

このうち、小諸市の将来ビジョンとなる「第 5 次基本構想」について、「地域経営の  
ための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有す  
るとともに、基本構想を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につ  
なげることを最大の目的として、平成 26 年度から 27 年度にかけて策定しました。

この基本構想に基づくとともに、本年 4 月の市長選挙も受け、市長公約等を反映し、  
市長任期に合わせた今後 4 年間の市政の積極的かつ着実な進展を図るため、各行政分野  
における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示す「第 10 次基本計画」を策定  
するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。

## ◆総合計画審議会からの答申書

平成 28 年 11 月 18 日

小諸市長 小 泉 俊 博 様

小諸市総合計画審議会  
会長 西 村 廣 一

### 小諸市総合計画について（答申）

平成 28 年 10 月 24 日付 28 企第 597 号で諮問のあったこのことについて、当審議会でも 4 回にわたり慎重に審議を重ねた結果、第 10 次基本計画案の内容については基本的に妥当であると認められますので、その旨答申します。

ただし、本文中において、文言の重複や表現が統一されていない箇所等につきましては、市民にとって分かりやすい表現となるよう意識し、最終的な調整をお願いします。

なお、計画を推進するうえでは、次の事項について十分配慮されることを要望します。

### 記

- 1 第 9 次基本計画の策定から運用にかけて推進してきた取り組みを継続・発展させて、「計画、予算、評価、人事」といった、行政をマネジメントする様々な制度や仕組みが連携し、一連のものとして機能する「トータル・マネジメント・システム」の進化を図り、更なる「行政経営の質」の向上に取り組まれない。
- 2 第 10 次基本計画より新たに計画に盛り込む「財政目標」に基づき、運用段階においても、そのプロセスの中で財政規律のメカニズムを重視して、予算の裏づけのある政策選択を行い、財政の健全化を図られたい。
- 3 各部署が策定・所管する個別・分野別の計画については、引き続き、総合計画との整合性に留意するとともに、改定の時期や計画期間を総合計画に合わせるなど、継続的に連動性の向上を図られたい。
- 4 一つの部署では対応が困難な政策課題に対して、計画に基づいた組織全体としての対応に努めるとともに、実績の評価や改善策の検討においても、各部署の具体的な役割分担と連携を常に意識されたい。

- 5 総合計画（基本計画）は、計画策定後にいかに運用するかが重要である。特に、実績の評価と改善策の検討を重視し、実績の評価については、内部評価の段階より「必要性・効率性・有効性・公平性・優先性」といった観点から厳格なチェックを行い、着実な改善策の検討に努められたい。また、その結果や改善策を審議会や市議会へ報告・説明することにより、行政の説明責任を果たすとともに、評価結果が広く一般市民に伝わるように工夫されたい。
- 6 基本計画に基づいて策定される実施計画についても、「実施計画は基本計画の政策・施策を実現する手段である」という位置づけを常に意識し、上記 5 と同様の観点から、実績の評価とその結果に基づく毎年度の見直しを行い、継続的に実効性の向上を図られたい。
- 7 「市長公約関連事項」について、実施計画策定の中で、関係する事務事業をもれなく「小諸未来プロジェクト」として位置づけ、上記 6 の実施計画運用の取り組みにより、市長任期と完全に一致させた第 10 次基本計画の計画期間内における着実な進捗を図られたい。
- 8 計画推進の基盤となる市職員の能力向上のため、総合計画及び行政経営に対する市職員の意識向上に努めるとともに、計画内容を確実に推進するための組織体制を整備し、行政全体で運用を図るよう組織的に取り組まれたい。

小諸市総合計画「第 5 次基本構想」で掲げる小諸市の将来像は、「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」です。是非、この将来像を実現すべく、小諸らしい計画推進を切にお願いします。

以上

## ◆小諸市総合計画審議会条例

昭和63年12月23日

条例第24号

(設置)

第1条 小諸市の総合計画及び行政経営に関する事項について、調査審議を行うため、小諸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 小諸市総合計画の策定に関する事項
- (2) 小諸市総合計画の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 小諸市の行政経営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民

3 前項第2号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員のほか関係者を審議会に出席させることができる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の運営に関する事務を分掌し、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 [略]

## ◆小諸市総合計画審議会名簿

（平成29年1月1日現在・敬称略）

	推薦団体名等	委員名	備考
学識経験者	放送大学 広報課リーダー （元小諸高校・小諸商業校長）	西村 廣一	
学識経験者	早稲田大学 政治経済学術院非常勤講師	中村 健	
行政委員会委員	教育委員会 教育委員	岡部 弘美	
行政委員会委員	農業委員会 会長	荻原 勝己	
関係団体役職員	小諸市区長会 会長	松井 元司	
関係団体役職員	小諸市保健推進委員会 理事	湯本 栄美子	
関係団体役職員	小諸商工会議所 副会頭	佐藤 英人	
関係団体役職員	小諸市観光協会 会長	花岡 隆	
関係団体役職員	小諸高校 校長	大田 一昭	
関係団体役職員	八十二銀行 小諸支店長 （指定金融機関）	佐藤 信司	
関係団体役職員	連合長野佐久地域協議会 副議長	神戸 辰夫	
関係団体役職員	NPO 法人こもろ情報ひろば 理事	佐藤 重	
公募市民		土屋 多恵子	

小諸市総合計画  
第 10 次基本計画

---

企画・編集・発行：小諸市 総務部 企画課

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

TEL：0267-22-1700（代表）

E-mail：kikaku@city.komoro.nagano.jp

URL：http://www.city.komoro.nagano.jp